

官報
號外

昭和四十三年六月三日

予算に九億八千万一千円が計上されている。

昭和四十三年四月二十三日

參議院議長

皇宗 雄三殿

○国第五十八回会参議院會議録追録(その一)

〔第十五号参照〕

アジア＝オセアニア郵便条約の締結について
承認を求めるの件

た よつて要領書を添えて、報告する。

參議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、万国郵

地域的郵便連合の一つとして、アジア及びオセアニアの地域における諸国間の郵便関係の改善

等を目的として設立されたアジア＝オセアニア郵便連合の基本文書であり、連合の組織、任

務、通常郵便物の取扱い等を規定したものである。わが国がこの条約の当事国となることは、

郵便業務の円滑な運営のために必要であるとともに、この地域の諸国との国際協力の見地から

も有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

分担金として年間百万円程度を要するものと見込まれる。

見込まれる

最近における所得及び物価水準の推移、酒類消費の動向及び酒税負担の状況にかえりみ、清酒特級及び一級、ビール並びにウイスキー類に対する税率を引き上げることとに、取引の実情に即するよう酒類の種類の範囲を改善し、その他未納税移出制度を簡素化する等所要の整備合理化を行なおうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の增收見込額は、昭和四十三年度約四百十億円である。

審査報告書

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十三日 法務委員長 北條 寛八

参議院議長 重宗 雄三殿

官報 (号外)

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十三日

通信委員長 久保 等

参議院議長 重宗 雄三殿

社会労働委員長 山本伊三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、老朽の著しい社会福祉事業施設の改造を促進するため、社会福祉事業振興会が當該法人に対して貸し付ける貸付金の利子を、昭和四十三年度から昭和四十五年度まで徴しないようにするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

一般会計予算に一千二十二万円が計上されてい

審査報告書

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十三日 法務委員長 北條 寛八

参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における物価の状況その他諸般の事情を考慮し、民事訴訟及び刑事訴訟の証人等の日当の最高額を増加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十三日

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案

促進事業団出資金として二億円が計上される。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便切手類及び印紙の売さばき人の売さばき業務の実情にかんがみ、これらの人に支払う売さばき手数料の額を改定しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度郵政事業特別会計予算に二億一千四百万円が計上されている。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十三年

審査報告書

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十三日 参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 金丸 富夫

参議院議長 重宗 雄三殿

附帯決議

政府は、次の事項について、すみやかに実現するよう努力すべきである。

一、社会福祉施設が著しく不足している現状にかんがみ、国庫補助金並びに社会福祉事業振興会の貸付原資を大幅に増額すること等により、施設の計画的な整備を積極的に推進すること。

右決議する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金属鉱物探鉱促進事業団の業務に、新たに海外における金属鉱物の探鉱資金の貸付け、開発資金に係る債務保証及び地質構造調査等の業務を追加することを主な内容とするもので金属鉱業の現状にかんがみ、妥当な措置であると認める。

一、費用

本法施行のため、昭和四十三年度一般会計予算に海外鉱物資源開発費補助として約一億二千五百

要領書

本法施行のため、昭和四十三年度一般会計予

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金属鉱業等安定臨時措置法の廃止期限が昭和四十三年三月三十一日になつてゐるのに伴い、同法を廃止しようとするもので最近の金属鉱業の実状にかんがみ妥当な措置であると認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十五日 参議院議長 重宗 雄三殿

外務委員長 三木與吉郎

審査報告書

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

本法施行のため、昭和四十三年度一般会計予

算に海外鉱物資源開発費補助として約一億二千五百

本法施行のため、昭和四十三年度一般会計予

算に海外鉱物資源開発費補助として約一億二千五百

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案の全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十五日

農林水産委員長 重宗 雄三殿 和田 鶴一
参議院議長 重宗 雄三殿

付けを行なうとともに、融資枠の拡大、融資条件の改善、手続の簡素化を図ること。
二 総合資金の貸付けにあたつては、当該地域の農業經營に即した審査、選定と融資後の經營指導の万全を期するため、融資協議会に単位農協等農業団体の意見を十分反映せしめるよう配慮すること。

〔第十七号参照〕

審査報告書

沖縄島那覇に駐在する諸問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十三年四月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿
沖縄及び北方問題等に關する特別委員長 伊藤 五郎

るため、生産者団体が產地および消費地に設置する荷捌施設、集配センターア施設等の流通施設に対し、農業近代化資金の積極的導入を図ること。
二 総合資金の貸付けにあたつては、当該地域の農業經營に即した審査、選定と融資後の經營指導の万全を期するため、融資協議会に単位農協等農業団体の意見を十分反映せしめるよう配慮すること。

た。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十三年四月二十六日 文教委員長 中村喜四郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千葉大学及び愛媛大学の文理学部を改組して、千葉大学に人文学部及び理学部を、愛媛大学に法文学部及び理学部をそれぞれ設置するとともに、茨城大学、大阪教育大学、香川大学及び高知大学に大学院を設置しようとするものであり、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度予算に約一億三千百万円が計上されている。

(号外)

官 報

審査報告書
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一に、農業における自立經營の育成を図るために、農林漁業金融公庫に、農業經營の改善に必要な総合施設資金の貸付けを行なわせるとともに、当該資金を借受けた農業者の必要とする運転資金の債務保証等について、農業信用保険協会が保険を行なうことができる

こととし、第二に、農畜水産物の卸売市場施設等の整備改善を図るために、農林漁業金融公庫に、卸売市場近代化資金の貸付けを行なわせようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、とくに費用を要しない。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

金融公庫の貸付計画として、五十億円が計上されている。

六 都道府県が行なう卸売市場整備計画の策定を促進するため、卸売市場法の制定等の総合的な法制の整備を図ること。

六 都道府県が行なう卸売市場整備計画の策定を促進するため、卸売市場近代化資金の融資枠の拡大、融資条件の緩和、手続の簡素化等に努めること。

七 中央卸売市場について、中央卸売市場の助成、援助の充実を期すること。

八 中央卸売市場における仲買業者の近代化資金に業者の統合にともなる営業権取得資金を加え等その大型化、健全化を進めること。

九 生鮮食料品の流通近代化、物価の安定に資する

附帯決議

政府は、農業金融の重要性にかんがみ、今後の農業者の資金需要の増大、農政諸施策の展開に即応して、左記事項の実現に努め、一段とその効果的運用を確保するよう万全を期すべきである。

記

一 総合資金制度の運用にあたつては、農業近代化資金および運転資金をも一体とした円滑な貸

付けを行なうとともに、融資枠の拡大、融資条件の改善、手続の簡素化を図ること。
二 総合資金の貸付けにあたつては、当該地域の農業經營に即した審査、選定と融資後の經營指導の万全を期するため、融資協議会に単位農協等農業団体の意見を十分反映せしめるよう配慮すること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖縄の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため、沖縄の社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に關し、琉球諸島高等弁務官に対して、助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諸問委員会の委員となる日本国政府代表一人を總理府に置くこととするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和四十三年度予算に約一億三千百万円が計上されている。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

四十三年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十三年四月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 津島 文治

附帯決議
審査報告書

政府は、近年における電波通信技術の発達と重要性にかんがみ、国立電波高等学校の高等専門学校への転換を図ることについて速やかに検討し努力すべきである。

右決議する。

参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 津島 文治

審査報告書
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖縄島那覇に設置される諸問委員会の委員となる日本国政府代表一人を總理府に置くこととするものであつて、妥当な措置と認める。

四十三年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十三年四月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 津島 文治

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 津島 文治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方団体の行政経費の増加に対処するため地方交付税について単位費用の改定を行なうこと、昭和四十三年度の地方交付税の総額は現行法定額から四百五十億円を控除したこと、特別事業償還交付金に関する制度を確立すること等を主な内容とするもので、おむね妥当な措置と認める。

二、費用

昭和四十三年度分特別事業償還交付金財源九十億円は、昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

一、四十一年度における地方交付税総額の減額等の措置は、地方交付税制度の趣旨にかんがみ本年度限りの特例とすべきである。今後、この制度の運用にあたつては、交付税本来の趣旨にもとることのないよう留意すべきである。

二、地方交付税の配分については、地方団体の財政需要を動態的に把握し、その実態に適応するよう努めること。

三、過疎地域における文教施設、生活環境施設等の整備に伴う財源措置をすみやかに講ずることもに、過疎地域に対する財源措置の一層の充実をはかること。

右決議する。

審査報告書

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ

つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二十七日

大蔵委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

れていないが、領海の法的地位、領海幅測定のための基線、領海の無害通航権、接続水域などについて規定が設けられている。わが国は、この条約の当事国となることによつて、國際法の

法典化に寄与することとなるとともに、從来慣習国際法によつて規定されてきた領海及び接続水域に関する事項について條約の規定に準拠することができる、領海及び接続水域の問題について諸外国との関係を一層円滑化することができると考へられるので、妥当な措置と認めた。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月七日

大蔵委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

つて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月七日

大蔵委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月九日

大蔵委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月九日

参議院議長 重宗 雄三殿 商工委員長 金丸 富夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、これに参加する外国政府等の博覧会に係る事業に従事する者の住宅等を確保しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度特別会計予算に約十七億五千万円が計上されている。

清掃施設整備緊急措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日
社会労働委員長 山本伊三郎

〔第二十一号参照〕
審査報告書

及びごみ処理施設の緊急かつ計画的な整備をいたす促進しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度一般会計予算に二十九億七千八百万円が計上されている。

生活環境整備の緊急性にかんがみ、政府は、次の諸点について、その実現に努力すべきである。

一、清掃業務の運営については、住民の利便を図る立場に立つて、市町村直営の原則に沿う指導を強化すること。

二、整備五ヵ年計画の実施に必要な財政的援助、技術的援助及び立地についての援助に努めること。

三、清掃労働者の労働条件について、その改善に一層の努力を行なうこと。

四、汚物のすべてが衛生的に処理される体制の確立に努めること。

右決議する。

昭和四十三年五月十四日
社会労働委員長 山本伊三郎

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、生活環境施設整備緊急措置法に基づく屎尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画の実施の成果にかんがみ、新たに昭和四十二年度を初年度とする屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を策定することともに、その実施に必要な措置を講ずるものとすることにより、屎尿処理施設

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、留守家族手当及び療養手当の額を増額しようとするものであるが、衆議院において施行期日について修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度一般会計予算に四億二千万円が計上されている。

生活環境整備の緊急性にかんがみ、政府は、次の諸点について、その実現に努力すべきである。

一、国民の生活水準の向上等にかんがみ、援護の内容について、とくに準軍属の待遇を含んで、その改善に努めること。

二、いわゆる未処遇者の問題について、再検討を行ない、すみやかにその解決をはかること。

三、未帰還者の実態把握に努めること。

四、遺骨の収集を積極的に推進すること。

右決議する。

昭和四十三年五月十四日
社会労働委員長 山本伊三郎

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、留守家族手当及び療養手当の額を増額しようとするものであるが、衆議院において施行期日について修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融の効率化を促進する見地から、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合につき、それぞれの特性に応じて一層その機能を發揮させ、中小企業金融の円滑化を図るために、融資対象の明確化、事業の範囲の拡大、最低資本額の引上げ等の制度の整備改善を行なおうとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法施行に要する経費として、昭和四十三年度一般会計予算に四億二千万円が計上されている。

生活環境整備の緊急性にかんがみ、政府は、次の諸点について、その実現に努力すべきである。

一、中小企業金融制度の整備改善に伴い、これら金融機関が本来の中小企業金融に徹して、借り入れ側中小企業の必要とする低利にして豊富な資金を供給するようさらには指導すべきである。

これとあわせて、信用保証の拡充、政府関係公庫資金枠の拡大、利子の引下げその他融資条件の改善等を通じて、中小企業者に対しより有効にして確実な効果をあげるよう必要な措置を行なうべきである。

(一) 中小企業金融専門機関の指導と育成にあたつて、次の事項につき充分配慮すべきである。

イ、競争原理の導入を急ぐ余り、規模の小さい専門機関の営業分野が不當に侵されないよう配慮すること。

ロ、代理業務の範囲の拡大をはかり經營の安定に資すること。

(二) 預金者保護の措置を講ずべきである。

右決議する。

昭和四十三年五月十四日
大蔵委員長 青柳 秀夫

審査報告書

一、委員会の決定の理由

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日
大蔵委員長 青柳 秀夫

審査報告書

金融機関の合併及び転換に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

参議院議長 重宗 大蔵委員長 青柳 秀夫 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融の効率化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に資するため、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の相互間の合併及び転換の制度を設けることにより、これらの金融機関が相互に適正な競争を行なうことができるよう環境を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の推進にあたり、特に人員整理、労働条件の引下げ、差別待遇等を行なうことのないよう、労使間ににおいて自主的に決定せしめるとともに合併及び転換に際して、中小金融機関に専ら依存していた中小零細企業者が、不利益をこうむる結果を招来しないよう特に配慮すべきである。右決議する。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

内閣委員長 井川 伊平 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

本法施行のため、別に費用を要しない。

要領書

本法律案は、最近における核燃料の加工事業、核原料物質の使用等の本格化に対処するため、加工施設に係る設計及び工事の方法の認可並びに施設検査、核燃料取扱主任者、核原料物質の使用の届出等の制度を創設して、それらに対する規制を強化するとともに、原子炉等の規制の合理化を図るために必要な規定の整備を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、競馬の意義ならびにこれが与える社会的影響を考慮して、その健全な発展を図るよう努めるとともに、すみやかに競馬法第一条の趣旨に基づく競馬が行なわれるよう左記事項の実現を期すべきである。

一、都道府県の競馬廃止市町村に対する財源補てん措置については、絶対再延長は行なわないことを。

費用

本法律施行に要する経費は、四十六万九千円であり、昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

商工委員長 金丸 富夫 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

法務委員長 北條 勘八 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十四日

(二) 政府は、交通事犯による行政処分（身分上の

処分を含む)に当つては、違反事実及び過失の認定を慎重に行ない、当該事犯の刑事裁判の結果を勘案する等、一般善良な運転者の権益の擁護につれて十分に配慮すべきである。

(三) 政府は、速かに陸海空にわたる総合的な交通安全基本法を制定して、国、地方自治体及び企

業経営者の責任を明確にするとともに、道路の改良、安全施設の拡充、交通教育の徹底、労働者の労働条件の改善向上、そのための国際監督機関の要員確保等あらゆる交通安全施策を一層強力に推進すべきである。

(四) 政府は、将来刑法の全面的改正を行なう場合においては、今回の第二百十一条の法定刑の改正の効果を慎重に考查し、同条の罪に対する自由刑の長期及び懲役刑について、刑法全体の立場から実情に即して再検討すべきである。

(五) 飲酒運転によつて、しばしば悪質重大な自動車交通事故が発生している事例にかんがみ、政府はドライブイン等における運転者への酒類販売の規制について、速かに有効適切な措置を検討すべきである。

官

審查報告書

琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

沖繩及び北方問題等
に関する特別委員長 伊藤五郎

參議院議長 重宗 雄三殿

〔第二十二号参照〕

審査報告書

昭和四十三年六月三日 参議院会議録追録(その一)

審查報告書(第二十一号参照)

審査報告書(第二二十二号参照)

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、沖繩に対する經濟援助の一環として、資金運用部資金等の財政資金を、琉球政府に対しても貸付けることができるることとし、同政府が行なう産業の振興開発等のための長期資金の貸付けの財源に充てようとするものであつて、そぞく當意である。

議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の
締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十六日
外務委員長 三木與吉郎
參議院議長 重宗 雄三殿

要領書

この協定は、関税及び貿易に関する一般協定の締約国会主催の下に、世界貿易の拡大を目的として一千九百六十四年から一千九百六十七年まで開催された貿易会議において作成されたもので、同名をもつて二回、一九一九年と一九三〇年に行

て、同協定第六条の実施に關し、タンビング防止措置の乱用を防ぐための國際的規制について詳細な定めを設けたものである。わが国がこの協定の当事国となることは、貿易の安定的發展の觀点から望ましいと考えられるので、妥当な措置と認めた。

審查報告書

千九百六十七年の国際動物協定の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

參議院議長 重宗 雄三殿 外務委員長 三木與吉郎

一、委員会の決定の理由 要領書

この協定は、千九百六十二年の国際小麦協定に代わるもので、小麦貿易規約と食糧援助規約の二つを合併して改訂されたものである。小麦貿易規約は、価格に關する規定に改正を加えたほかは、ほぼ小麦協定の規定を踏襲しており、小麦の価格安定需給調整のための措置が規定されている。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に關する協定の締結について承認を求める件

整等につき規定している。一方食糧援助規約は、従来の小麦協定にはなかつた規定であり、開発途上にある国に対する食糧援助について定めている。わが国がこの協定の当事国となることは、安定した価格による小麦の輸入必要量の確保等の見地から望ましいと考えられるが、食糧援助を義務づけている食糧援助規約第二条の規定については、このような規定を穀物協定中に置くことは適当でないと考えられるので、当該規定の受諾を保留した上で、この協定を締結することを妥当と認めた。

一、費用
国際小麦理事会分担金として、昭和四十三年度予算に六百八十四万三千円が計上されている。

引当資金から森林開発公團へ三十三億円を出資することとしている。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最低賃金制度をより効果的なもとのとするため、その決定方式について一定の経過措置を設けて業者間協定に基づく決定方式を廃止し、最低賃金審議会の調査審議に基づく決定方式を中心とすることに改めるもので、衆議院において最低賃金審議会による最低賃金の決定改廃について、関係労使の申し出ができるところとする等の修正が行なわれたが、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、約四千八百万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されており、

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十三年五月十六日
参議院議長 重宗 雄三殿 法務委員長 北條 勝八

一、要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般の公務員の恩給の年額の増加に伴い、執行吏の恩給の年額についても、一般の公務員の恩給の年額の増加の例に準じてこれを増加するとともに、今後一般の公務員の恩給の年額が改定された場合、これにならつて執行吏の恩給の年額も別段の措置を講ずることなく当然に改定されることにしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十三年五月十六日
大蔵委員長 青柳 秀夫
参議院議長 重宗 雄三殿

附帯決議
政府は、左記の事項について、その実現に努力すべきである。
記

政府は、昭和四十四年三月三十日までに、最低賃金制のあり方について、中央最低賃金審議会の結論が得られるよう努めるとともに、法律の改正を含む所要の措置を講ずること。

右決議する。
一、費用
本法施行に要する経費として、約八千二百万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書
最低賃金法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十三年五月十六日
社会労働委員長 山本伊三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

一、要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、九州地方における視覚障害者を収容し、その保護更生の事業を実施するため、国立光明寮を福岡県に設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

審査報告書
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十三年五月十六日
社会労働委員長 山本伊三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

一、要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、国有林野事業特別会計に属する特別積立金引当資金について、森林開発公團に対する同会計からの出資のために優先的に使用することができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。
昭和四十三年五月十六日
社会労働委員長 山本伊三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

一、要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、身体障害者の更生の促進を図る予算において、この会計の保有する特別積立金

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、理容師又は美容師である従業者の数が常時二人以上である理容所又は美容所には、これを衛生的に管理させるため、管理者を置くこととするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十六日
社会労働委員長 山本伊三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお特別の状態に置かれている実情にかんがみ、これらの者の福祉を図るため、特別手当の支給を行なう等の特別措置とを講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、四十五億四千四百万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の各項について、その実現に努める

一、認定疾病被爆者の認定を行なうにあたつては、特別被爆者に及ぼす放射能の影響を重視して、積極的に対処すること。

二、生活保護法の適用上特別手当の収入認定を行なうにあたつては、極力大幅な加算措置を講ずること。

三、諸手当について、その支給対象の拡大及び支給金額の改善に努めるとともに、介護手当について弾力的運営に努めること。

四、健康保険等被用者保険における本人の一部負担金について、公費負担を行なうことを検討すること。

五、すみやかに、原爆死没者及びその遺族に関する調査を実施するとともに、葬祭料の支給その他援護について検討すること。

六、原爆被爆地において旧「防空法」に基づき防空業務に従事中死傷した者に対する施策の推進をはかること。

七、沖縄在住被爆者に関しては、現地医療制度の実態を考慮して、万全の措置を講ずること。

八、右各項のほか、昭和四十二年七月十一日の本委員会の附帯決議を尊重し、被爆者のための施策の前進について努力すること。

市街地の無秩序な拡散が都市環境の悪化と公

共投資の非効率化をもたらしている現下の情勢にかんがみ、都市計画制度を全面的に改革して、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分し、開発許可制度を設けること等によつて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
都市計画法案

政府は、都市計画法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現下の都市化現象に対処し、国土の均衡ある発展を図りつつ適正な都市計画を樹立するため、すみやかに全国総合開発計画を改定し、国土全体にわたる総合的な開発、利用及び保全に関する計画を確立すること。

一、市街化区域及び市街化調整区域を定めるに当つては、市街化と農業との調整を図るために、農業関係機関等の意志が充分に反映されるよう所要の措置を講ずること。

一、市街化区域は、必要な範囲に止めるとともに、集団的優良農地は原則として含ましめないよう指導すること。なお、当該区域における開發行為の許可を要しない面積の基準を極力引き下げるとともに、開発許可を要するものについては、その許可のあつたことを証する書面を農地転用届出書に添付するよう措置すること。

一、市街化区域内の農家で、離農ならびに他の地域に移住して農業を継続しようとする者に対することは、農業関係機関等を活用して健全かつ安定した就業の方途ならびに代替地のあつせん、取得等について遺憾なき措置を講ずること。

一、市街化区域内の農地転用に際しての土地改良

費分担金の確保ならびに市街化に伴うかんがい用水の汚濁の防止等に万全を期すること。

一、市街化区域にある未利用の土地については、土地基金を拡充し、極力これを買い上げ、公共用地の確保に努めるとともに、公共住宅の建設を促進すること。

一、市街化区域の優先的かつ計画的な市街化を促進するため、当該区域内において行なわれる都市計画事業に関し、国の助成の強化等地方公共団体の財源充実のため格段の措置を講ずること。

一、市街化区域内の農地については、固定資産税等において過重な税負担をきたさないよう適切な措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書

都市計画法施行法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月十六日
参議院議長 重宗 雄三殿 建設委員長 藤田 進

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、都市計画法の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、土地区画整理法施行法を改正し、旧特別都

市計画法による緑地地域の制度を廃止する等関係法律の規定を整備しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第二十三号参照〕

審査報告書

南方諸島及びその他の諸島に關する日本国と

アメリカ合衆国との間の協定の締結について

承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十一日

外務委員長 三木與吉郎

参議院議長

重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、昨年十一月にワシントンで行なわれた佐藤總理大臣とジョンソン大統領との会談における合意に基づいて交渉が行なわれた結果、本年四月五日に署名されたものであつて、平和条約第三条の規定に基づき米国が行使してきた施政権をわが国に返還すること、小笠原諸島において米国が現に利用している設備及び用地は二つのロラン局施設を除きすべてわが国に引き渡されること、わが国は米国の施政期間中に小笠原諸島において生じた対米請求権を一部を除き放棄すること等を定めたものである。この協定の締結は、わが国民の長年の念願であつた小笠原諸島の復帰を実現するものであり、日本両国間の友好關係の一層の緊密化に資するものと考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

割賦販売法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

割賦販売法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十一日 審査報告書(第二十三号参照)

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 金丸 富夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、前払式割賦販売に係る取引の公正の確保及び購入者の保護に資するため、前払式割賦販売業を許可制とし、前払式割賦販売業者を管むる者の営業保証金の供託義務を強化し、あわせて関係規定を整備しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における多獲性魚の生産および流通をめぐる諸事情の変化にかんがみ、当該魚種の価格安定のための助成事業を行なつてきた魚価安定基金を解散するとともに、その清算の手続及び剩余財産の帰属等について定めたものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、とくに費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るために、その額を引き上げるとともに、所得による支給の制限を緩和しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、約二十二億二千三百円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

とするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

魚価安定基金の解散に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十一日

農林水産委員長 和田 鶴一

参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、費用

本法施行に要する経費として、約二十二億二千三百円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

本法律案は、指定食肉の市場取引きの実情にかんがみ、指定食肉の安定価格は、政令で定める主要な消費地に所在する中央卸売市場の売買価格について定めるとともに、畜産振興事業団が指定食肉の買入れを行なう場合の買入れ価格は、政令で定める主要な消費地に所在する中央卸売市場においては、安定基準価格とし、その他の中卸売市場等においては、安定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される価格によることとしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

かんがみ、指定食肉の安定価格は、政令で定める主要な消費地に所在する中央卸売市場の売買価格について定めるとともに、畜産振興事業団が指定食肉の買入れを行なう場合の買入れ価格は、政令で定める主要な消費地に所在する中央卸売市場においては、安定基準価格とし、その他の中卸売市場等においては、安定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される価格によることとしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

国民年金法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十一日

社会労働委員長 山本伊三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、費用

本法施行に要する経費として、約二十二億二千三百円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、メキシコの設定した漁業専管水域における日本国の漁船の操業を確保するため、日本政府によつて許可された船舶は、沿岸から九海里と十二海里との間の操業区域において、はえなわ漁法によりまぐろ類を昭和四十七年七月末まで五年間に一万五千五百トンを漁獲したこと、その他所要の事項を定めたものである。この協定の締結によつて、昭和四十七年末まで従来の実績が維持されて両国間の漁業関係は安定し、かつ両国の友好関係の増進にも寄与できるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
特に費用を要しない。

審査報告書

消費者保護基本法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十二日
物価等対策特別委員長 大森 久司
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の利益の擁護及び増進に関し、國、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、消費者保護対策の総合的推進を図るうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

年月日、等級別規格等の表示の内容及び方法の改善等につき、根本的な再検討を行なうこと。

5 工業標準化法については、適用品目の拡大をはかるとともに、実用性能の規定をもつた規格の制定、表示の内容及び表示方法の改善をはかること。なお、必要な品目については、強制規定を設けるよう検討すること。

6 薬事法については、その規定する医薬品について、既許可のものであつても予期せざる副作用が国内外を問はず発生した場合は、すみやかにその情報を把握し、製造・販売の停止等必要な措置がただちに講ぜられるよう体制を整備すること。また、貯法、製造年月日、有効期限等の表示義務の対象薬品を拡大すること。

7 不当景品類及び不当表示防 止法については、表示に関する公正競争規約に関連のある業界に對し必要な場合に一定事項の表示を義務づけるようにするとともに、一般の業種に対しても同様の措置を講じよう検討すること。また、都道府県知事が公正取引委員会に対し不当表示についての処分請求を行なふること。なお、懸賞による景品類の提供については、商品購入を条件としたものについても規制しうるようになること。

右決議する。

審査報告書

大気汚染防止法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十二日
産業公害及び交通
対策特別委員長 松澤 兼人
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公害対策基本法の精神にのつて、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出の規制を強化し、自動車の運行に伴つて発生する有害物質に係る許容限度を定めること等により大気汚染防止対策の拡充を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

現行の食品衛生法、栄養改善法、農林物資規格法、不當景品類及び不当表示防止法を通じて食品の表示が、海外諸国に比して立ち遅れ、かつ最近の商品の多様性を反映しなくなつてゐるので、消費者の合理的選択が阻害される傾向にある。従つてその商品の原料製造

すること。

3、再販売価格維持適用品目の洗い直しを早急に行なうとともに、その適用に当つては、小売価格の表示及び各段階のコスト、マージン、リベート等につき事前に十分審査し消費者保護に万全を期すること。また、おとり廉売に対する規制についてすみやかに対策を検討すること。

4、公共的料金については、その上昇を抑制する方向に立ち、決定にあたつては、審議会、公聴会等を活用し十分に消費者の意見を反映するよう配慮すること。

5、物価問題懇談会、物価安定推進会議の諸提案、国民生活審議会等の答申について検討し、これが具体化について必要な措置を行なうこと。

右決議する。

審査報告書

大気汚染防止法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十二日
産業公害及び交通
対策特別委員長 松澤 兼人
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公害対策基本法の精神にのつて、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出の規制を強化し、自動車の運行に伴つて発生する有害物質に係る許容限度を定めること等により大気汚染防止対策の拡充を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

現行の食品衛生法、栄養改善法、農林物資規格法、不當景品類及び不当表示防止法を通じて食品の表示が、海外諸国に比して立ち遅れ、かつ最近の商品の多様性を反映しなくなつてゐるので、消費者の合理的選択が阻害される傾向にある。従つてその商品の原料製造

いよう独占禁止法の厳正なる運用について配慮する。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は本法施行にあたり、次の事項について措置を講すべきである。

附帯決議

政府は本法施行について具体的な規制力を失わしめないよう十分な措置をすること。

一、ばい煙発生施設の届出制について常に意を用いること。

一、ばい煙の排出基準について常に意を用いること。

一、強化につとめるとともに、緊急時における知事の協力要請及び勧告が遵守されるようばい煙発生施設の設置者に対し常時啓蒙、指導につとめること。

一、環境基準の認定を急ぐとともに、公害対策基本法第十九条に定める公害防止計画の策定についてその促進及び援助につとめること。

一、重油脱硫について研究を促進し、燃料の規制等に対しても特段の配慮をもつて指導につとめること。

一、測定網の整備その他広域汚染対策強化のため国は進んで必要な措置を講ずること。

一、自動車排出ガスについて

(1) 許容限度を定めるときは、運輸大臣は厚生大臣の意見を十分尊重すること。

(2) エンジン、ガス浄化装置についての技術研究を促進することによつて許容限度の引下げ

(3) 中古車の排出ガスについては定期点検を励行すること等によつて規制の実効を期すこと。

一、本法適用除外にかかる電気事業法及びガス事業法に定めるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質については、主務大臣及び都道府県知事は緊急時のみならず、相互に緊密な連繋の下にその公害対策に万全を期すること。

一、本法施行の際すでに施行されている条例につとめに、深夜騒音について地方公共団体の指し、かつ、必要に応じ、関係法の整備をはかる

いては、その地域の実情を尊重し、適切な運営指導を行なうこと。

導の強化をはかること。

一、住宅と工場の混在地区の工場の移転を促進するために、工場団地の造成に努めること。

一、本法施行の際、すでに施行されている条例については、その地域の実状を尊重し、適切な運営指導を行なうこと。

砂利採取法案
審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十二日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 金丸 富夫

砂利採取法
審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿

砂利採取法
審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十三日

法務委員長 小平 芳平

砂利採取法
審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿

砂利採取法
審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年六月三日 参議院会議録追録(その一) 第五十五回国会・第五十六回国会において採択された請願の処理経過

物価抑制に関する講演(第三回)

主 管 部 門 が 請 願 に 対 す る 処 理 要 領

一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）により、昭和四十二年十月から年金額の改定措置を行なつたが、将来の恩給年額の増額については、給法第二条ノ二の規定の主旨にのつとり、慎重に検討することいたしたい。

二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃し、ただ、既得権ないし既得の地位を尊重するという限度で恩給権取得の要件としてのみこれを認め、それが、恩給年額の面にまで反映せしめることは、諸般の事情から適当でないとされているのであるから、これを請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考える。

三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により旧軍人恩給再出発時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廢止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正をしており、これをさらに請願のようく措置することとは、慎重な検討を要する問題であると考える。

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ、請願のようすに措置することについては、慎重に検討すべきものと考える。

五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問はず同一

六、いわゆる職務加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものであり、旧軍人については、これらの勤務に関する資料の実情かに取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後において変更するような措置をとることについては、慎重に検討すべきものと考える。

実用衛星センターに付随する公共事業予算の特別措置に関する請願
(第八八三号)

種子島における公共施設は、從来から離島振興計画に基づく種子島振興基本方針を指針として離島振興事業費等によりその整備がすすめられており、当面の人工衛星の打上げにはさしつかえないものと考へる。

二三五・二三五二・二三五三
二三六四・二四七五・二四七六
一四七七・二四七九・二四七九
一四八〇・二四八一・二四八二
二四八三・二四八四・二五二二
一五二三・二五二四・二五二五
一五二六・二六三三・二六三四
二六三五・二六三六・二六三七
二六三八・二六三九・二六四〇
一六四一・二六四二・二六四三
二六四四・二七八七・二七八八
二八〇〇・二八〇一・二八〇二
二八〇三・二八八九・二八九〇
二八九一・二八九二・二八九三
二八九四・二八九五・二八九六
三〇一二・三〇一三・三〇一二
三〇一五・三〇一六・三一三七
三一三八・三一三九・三一四〇
三一四一・三一四二・三一四三
三一四四・三一四五・三一四六
三一六三・三一六四・三一六五
三一六六・三一六七・三一六八
三一六九・三一三一・三一三二
三一三三・三一三四・三一三五
三一三六・三一三七・三一三五
三一五二・三三五三・三三五四
三三五五・三三五六・三三五七
三三五八・三三五九・三三六〇
三三六一・三三六二・三三六三
三四六四・三四六五・三四六六
三四六七・三四六八・三五九九
三六〇〇・三六〇一・三六〇二
三六〇三・三六〇五・三六六六
三六七九・三六八〇・三六八一
三六八二・三六八三・三六八四
三七五九・三七六〇・三七六一
三七六二・三七六三・三七六四

三七六五・三七六六・三八一五
三八一六・三八一七・三八一八
三八一九・三八四一・三八四二
三八四三・三八四四・三八四五
三八四六・三八四七・三八四八
三八四九・三八五〇・三八五一
三八五二・三九九二・三九九三
三九九四・三九九五・三九九六
三九九七・三九九八・四〇五四
四〇五五・四〇五六・四〇五七
四〇五八・四〇五九・四〇六〇
四〇六一・四〇六二・四〇六三
四〇六四・四一二・四一三
四一四・四一五・四一六号

三七六五・三七六六・三八一五
三八一六・三八一七・三八一八
三八一九・三八四一・三八四二
三八四三・三八四四・三八四五
三八四六・三八四七・三八四八
三八四九・三八五〇・三八五一
三八五二・三九九二・三九九三
三九九四・三九九五・三九九六
三九九七・三九九八・四〇五四
四〇五五・四〇五六・四〇五七
四〇五八・四〇五九・四〇六〇
四〇六一・四〇六二・四〇六三
四〇六四・四一二・四一三
四一四・四一五・四一六号

らみて加算の認否に困難を來すといふ理由から除外しているものであるので、これを請願のように措置することについては、慎重な検討を要するものと考へる。

七、終戦後における南西諸島等についていわゆる抑留加算をつけるかどうかについては、慎重に検討いたしたい。

八、この問題については、第五十五回国会において成立した「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)」により、

九、戦犯拘禁期間は、現実に恩給公務員として勤務していた期間ではないから、すべての拘禁期間を無条件に恩給公務員期間に算入することについては、慎重な検討を要するものと考へる。

十、未帰還公務員にかかる普通恩給について本邦帰還前に退職を擬制したのは、未帰還中であつても当該公務員の留守家族に特例として普通恩給を支給するための措置であるので、これを現在に至つて再計算することについては、慎重に検討すべきであると考へる。

十一、旧軍人恩給の裁定および職權改定事務の処理にあたつては、現在政府において関係省庁相互の緊密な連絡のもとに、人員予算等可能な最大限をあげ、すみやかに処理するよう鋭意努力している。

十二、福祉年金については、元来他のいづれの制度からも年金を受けられない者を対象として創設されたものであり、現在公的年金との併給を一部認めていることは、公的年金の給付水準が不十分である現段階においての経過的措置があるので、個々の制度との関連において慎重に検討すべき問題であると考へる。

年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険証の終身使用に関する請願(二十件)(第一〇四・一一九・一四五・二二六・三〇四・三九四・四三三・四六二・九三〇・一〇七四・一五一〇・一八〇二・一八〇三・一八〇四・一八〇五・二〇三一・二〇三三・二〇三四・二〇三五・一九三六号)

同

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第一〇六号)

一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)により、昭和四十二年十月から改定措置を行なつてゐるが、将来の恩給年額の増額については、恩給法第二条ノ二の主旨にのつとり慎重に検討することとしたいたい。

二、退職者に対し組合員証の使用を認めることは、その対象範囲、給付費の財源、その負担方法等検討すべき困難な問題があり、また一般の被用者医疗保险制度に対する影響や国民健康保険との関連もあるので、関係各省庁と連絡をとりつつ検討いたしたい。

一、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定により外国政府職員または外國特殊法人職員としての在職期間を恩給公務期間に通算する措置を講じたのは、主として人事管理上の要請により条例として認めたものであつて、これをさらに請願のように優遇措置を講ずることについては慎重な検討を要するものと考へる。つぎに、国家公務員共済組合法の長期給付

官報(号外)

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(二十件)(第二〇一・一二五・三一二・四二一・四四八・四九三・五一九・五二〇・五六〇・八八六・九〇五・九二七・一〇〇)

同

恩給、年金等受給者の待遇に関する請願(第一一八号)

同

一、恩給および共済年金については、従来から必要に応じその額の改定措置を講じてきているところであるが、この改定は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合において、変動後の諸事情を総合勘案して行なうべきものであり、請願のように単に公務員の給与水準のみに即応して直ちに改定することについては、なお慎重な検討を要するものと考える。

二、将来における恩給および共済年金の実質価値保全の方法については、法律の規定に従い、これを行なう具体的の方途につき慎重に検討を行なつてあるところである。

三、退職時期によつて恩給年額の差異が生ずるのは、任免給与制度の変遷に伴うものであるから、これを恩給制度の枠内において解決することについては、慎重な検討を要するものと考える。

一、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定により外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算する措置を講じたのは、主として人事管理上の要請により特例として認めたものであつて、これをさら

にに関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)は、従前の恩給制度と共済組合制度を統合したものであり、これらの制度において認められていなかつたものについて通算措置を講ずることは困難である。

二、恩給制度において認められる者が再就職した場合には、これとの均衡から通算措置を講じているが、恩給制度において認められない者については、これとの均衡等から最大限度救済することとしているものであり、これを請願のとおり措置することは、他に波及するところ大であり、困難である。

六・一〇三四・一〇五六・一〇七
三・一〇七九・一〇八四・一〇九
○・一三七一号)

傷病恩給等の不均衡是正に関する
請願(二件)(第五七〇・一四五
四号)

同

一、戦後軍人恩給の再出発に際し、傷病恩給については、その受傷り病の原因によって差別することなく、公務に起因する傷病である以上、その傷病の現存する状態に応じて恩給額を算定すべきであるという考え方から、戦斗公務と普通公務の差別を撤廃したものであつて、その後の傷病恩給の増額に当たつても、その当時における各項歎症の傷病恩給の額はどの程度が適当であるかという考え方により算定されているものであるから、これを請願のようく措置することについては、慎重な検討を要することと考へる。

二、増加恩給第七項症の金額と傷病年金第一款症の金額を比較すると、傷病年金の方が多額になつてゐる。これは増加恩給には在職年の長短に関係なく普通恩給が併給されるにもかかわらず、傷病年金には在職年のある場合を除いてはこのよだな普通恩給併給の制度がとられていない点を考慮し、受給額のうえで合理的なバランスがとれるようにしている結果であり、これを請願のようく措置することについては、慎重な検討を要するものと考え

ては、慎重な検討を要するものと考える。

六・一〇三四・一〇五六・一〇七
三・一〇七九・一〇八四・一〇九
○・一三七一号)

三、恩給年額の増額については、第五十五回国会において成立した「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)」により戦傷病者に対する処遇も相当程度改善されたものと考える。また、普通恩給の年額計算の基礎となる俸給年額は、恩給の種別により異なることが原則であつて、昭和三十七年に恩給扶助料の年額を増額する際、一般の恩給扶助料と公務関係の恩給扶助料との間に仮定俸給を異にしたのは、公務関係の恩給扶助料を一般的ものより優遇するための一方法としてとられた例外的措置であり、昭和四十年の恩給扶助料の増額に当たっては仮定俸給を一本化したが、公務関係の恩給扶助料については、倍率、間差を改善することによりすでにこの間の均衡はとれているので、これを請願のように措置することについては、慎重な検討を要するものと考へる。

四、第二項症以上の傷病者に給されている特別加給の増額については、第五十五回国会において成立した「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)」により措置することとしたので、その目的は達せられたものと考へる。また、第三項症以下の者にもの特別加給を支給することについては、他の恩給扶助料受給者との均衡もあるので慎重な検討を要するものと考へる。

五、扶助料は公務により死亡したか否かによつてその年額を異にしているところであり、これを増加恩給受給者の死亡につき、公務外の原因により死亡した場合においても公務死したものと同様の処遇をすることは適当でないと考へる。

六、いわゆる特例扶助料を給する制度は、今次大戦中の勤務の特殊性にかんがみ、職務に連する傷病により在職中または退職後敗戦に

ある混亂期に死亡された旧軍人の遺族の心情を察し特別的に制定されたものであり、戦後相当期間を経過した現在生存者についてまでこのような考え方をおよぼすことは、慎重な検討を要する問題であると考へる。

七、恩給法上時効という制度がある以上、これを無視して傷病恩給についてのみ請願のように措置することは適当でないと考へる。また、公務の立証については政府においてもできるだけの努力はしているのであるが、それでもなお立証の困難なものについては、その責を受給者のみに課することのないよう今后とも十分配慮いたしたい。

八、目症程度の軽度傷病者に年金を給するといふことについては、他の保障制度においてこの程度の傷病者に対しては一時金のみしか給されていないこととの均衡もあり、請願のように措置することは適当でないと考へる。

九、傷病恩給の年額は、その機能障害の程度により特別項症から第七項症までおよび第一款症から第四款症までを段階的に配列したものであり、特別項症については、現に相当の優遇措置を講じているところである。したがつて、これをさらに請願のように措置することについては、慎重な検討を要するものと考へる。

十、傷病恩給は常に症状の程度に応じて給されるのが建前であるところから、将来症状が軽快することが現在の医学において判断される場合には有期の恩給を給しているところであり、このように将来軽快におもむく傷病についてまで一律に無期恩給を給することは適当でないと考へる。

十一、傷病年金は増加恩給より比較的軽症の者にはこの程度の者には一時金が給されているのが実情であるので、妻以外の家族についてまで加給を認めるることは適當でないと考へる。

また、傷病恩給の扶養加給額は、他の年金制度の扶養加給額との均衡を考慮して定めているものであるから、これを恩給法についてのみ増額することについては、慎重な検討をするものと考える。

十二、扶助料は、普通恩給を受ける者が死亡した場合にその遺族に給することを建前としているのであり、これを請願のように措置することは、この建前をくずすこと、また、他の公的年金制度においては、傷病年金を給される程度の傷病は一時金で打切られているという現状にかんがみ適当でないと考える。

十三、本邦等における勤務に関連する傷病について旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律により遺族給付を行なうことは死亡に着目した特例措置であるから、障害について特例を認めることは適当でない。

十四、恩給非該当の旧軍人について一部の者を遺族援護法により処遇したのは、重度障害者に対する経過的特別的な措置であるから、今後このような措置の対象範囲を拡大することは適当でないと考える。

なお、軍属については、従来第三款症まで障害を対象としているが、それにもおおよそない軽微な障害である第五款症までのものを対象とすることは、援護の趣旨からみても適當でない。

十五、請願の趣旨は、第五十五回国会において成立した「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十八号）」によつて達成された。

十六、罹傷病の時期（日華事変時と大東亜戦争時）による障害年金の格差については、第五十五回会において成立した「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十八号）」によつて是正された。また身分（軍人、軍属と準軍属）による障害年金および障害一時金の格差について

旧軍人等に対する恩給及び扶助料の早期適正化に関する請願（第二九三七号）

同

一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）により、昭和四十二年十月から年金額の改定措置を行なつたが、将来の恩給年額の増額については、恩給法第二条ノ二の規定の主旨にのつとり、慎重に検討することとしたいたしたい。

二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止し、ただ、既得権ないし既得の地位を尊重するという限度で恩給権取得の要件としてのみこれを認め、それが、恩給金額の面にまで反映せしめることは、諸般の事情から適当でないとされているのであるから、これを請願のように

では、なお慎重に検討すべきことと考える。十七、恩給法上、増加恩給を受ける権利を有する者は必ず普通恩給が併給されること等の定めがなされており、増加恩給と普通恩給は一体として取り扱われている。したがつて、恩給制度を統合して発足した共済組合制度において、両者を分離し増加恩給を放棄することなく普通恩給のみを放棄することにより、恩給法の適用を受けた勤続年数を組合員期間に通算することは適当でない。なお、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第四百四号）により、増加恩給等を受ける権利を放棄した組合員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の施行後に公務により廃疾となつた者と同様に、その廃疾の程度に応じた廃疾年金を支給することとしているとともに、傷病年金受給者との均衡を失することのないよう年金額を保障することとしているので、増加恩給受給者と傷病年金受給者との間で、均衡を失していることはないものと考える。

措置することは、慎重な検討を要する問題であると考える。

三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により旧軍人恩給再出発当時引き下された仮定俸給を軍人恩給廃止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正をしており、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考える。

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ、請願のように措置することについては、慎重に検討すべきものと考える。

五、福祉年金については、元来他のいづれの制度からも年金を受けられない者を対象として創設されたものであり、現在公的年金との併給を一部認めていることは、公的年金の給付水準が不十分である現段階においての経過的措置であるので、個々の制度との関連において慎重に検討すべき問題であると考える。

六、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後において変更するような措置をとることについては、慎重に検討すべきものと考える。

七、いわゆる職務加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものであり、旧軍人については、これらの勤務に関する資料の実情からみて加算の認否に困難を來すという理由から除外しているものがあるので、これを請願のようすに措置することについては、慎重な検討を要するものと考へる。

八、終戦後における南北諸島等についていわゆる抑留加算をつけるかどうかについては、慎重に検討いたしたい。

恩給格差是正に関する請願(二件)
(第三九九九・四一五一号)

同

公務員労働者の賃金引上げ等に関する請願(第一〇三三号)

同

国家公務員等退職手当法の一部改正に関する請願(第一〇七二号)

同

九、戦犯拘禁期間は、現実に恩給公務員として勤務していた期間ではないから、すべての拘禁期間を無条件に恩給公務員期間に算入することについては、慎重な検討を要するものと考える。

十、未帰還公務員にかかる普通恩給について本邦帰還前に退職を擬制したのは、未帰還中であつても当該公務員の留守家族に特例として普通恩給を支給するための措置であるので、これを現在にいたつて再計算することについては、慎重に検討すべきであると考える。

十一、旧軍人恩給の裁定および職權改定事務の処理に当たつては、現在政府において関係省庁相互の緊密な連絡のもとに、人員予算等可能な最大限をあげ、すみやかに処理するよう銳意努力している。

昭和二十三年六月三十日以前の退職者の恩給とその後の退職者の恩給との調整については、過去数回の手直しによつて制度的には大体調整を了しているところであり、任免給与制度の変遷によつて生ずる新旧退職者間の待遇の相違を恩給制度の枠内において解決することについては、慎重な検討を要するものと考える。

國家公務員の給与改善については、昭和四十二年八月、人事院が調査研究した結果に基づく措置を勧告しているので、政府はこの勧告に基づいて改善を行なう方針である。

一、退職手当制度は公務員としての引き続いた勤務期間に対し支給することを建前としているものであり、終戦に伴い、本人の意思に反して退職を余儀なくされた海外引揚げ職員については、在職期間が引き続いている場合

豪雪地帯対策特別措置法の完全実施に関する請願(第五二七号)

同

であつても、例外的に特例として通算することとしている。しかしながら、終戦前の海外引揚げ職員については、終戦時のような特殊事情があるものとは認め難いので、これらの方に對して通算特例を設けることは困難である。

二、当時の事情を十分調査のうえ、慎重に検討したいと考へてゐる。

一、豪雪地帯において融雪が遅れ、苗代の設置、播種作業が遅れることは、往々生ずることであつて、かかる場合においては共同苗代および委託苗代の設置等による水稻苗の確保について所要の措置を講じてきたところであります。今後においても豪雪地帯における稻作生産を確保するために品種の統一、共同苗代の設置等を計画的に実施するよう指導してまいりたい。

二、積雪度による地方交付税の寒冷補正については、毎年度、その算定方法を合理化していくおり、また、算定内容についても充実をはかつてゐるが、今後とも実態を考慮のうえ、適正な算定を行なつていく方針である。

三、現在、積雪地域または寒冷地域に所在する家屋については、固定資産の評価上特別の減価を考慮するなどの措置がとられているところであり、さらに固定資産税負担を引き上げる措置をとることは適当でないと考へるが、今後慎重に検討したい。

四、公立学校、公立文教施設の除雪事業に要する費用については、地方交付税法の規定に基づき、地方公共団体の基準財政需要額の算定に當たつて、その地域の積雪度に応じ補正を行ない、地方交付税に算入されており、また異常な豪雪により公立学校等公共文教施設の除雪事業に要する費用が多額である場合においては、「豪雪に際して、地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助

に関する特別措置法(昭和三十八年法律第三十七号)の適用により、その費用の二分の一の国庫補助を行なうようになつてゐるので一般的に学校施設の除雪費を全額国庫負担とすることは、今のところ困難である。

五、積雪寒冷地域における道路交通の確保については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)」に基づき、一般国道、主要地方道および一般都道府県について、約三万四千八百キロメートルを道路交通の確保が特に必要であると認められる道路として指定して事業の促進をはかつており、昭和四十一年度においては総事業費(除雪機械を除く)九十七億四百万円をもつて特に除雪事業および凍雪害防止事業に重点をおいて実施しております。今後も豪雪地帯を含む積雪寒冷地域における冬期道路交通の確保に努力することとしたいたい。

六、除雪機械購入経費については、従来より国の助成措置をはかつており、昭和四十二年度においては、総事業費三十億八千八百万円をもつて事業を促進しているが、なお今後とも除雪機械の購入について助成をはかることとしたいたい。

七、雪上車購入経費については、昭和四十一年度においては昭和四十一年度に引き続き総事業費一億八千万円をもつて事業を促進している。

八、流雪溝および消雪施設については、凍雪害防止事業および防雪事業として従来より実施しているが、水温水量等の設置条件に適合する場合においては、できる限りこれら事業を行なうよう努力いたした。

木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十

名神高速道路の交通警察費国庫負担に関する請願(第一〇〇〇号)

同

六年法律第九十七号)により、地方公共団体の財政力に応じて三分の一以上の高率の国庫負担を行なうこととしており、さらに同法の「連年災害の特例」の適用を受ける場合および「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)」の適用により特定地方公共団体に該当する場合には、これに加えて特別の財政援助を行なうこととしており、今後ともこの種の災害復旧に万全を期したい。

融雪、なだれ等による災害を防止するため、治山事業については予防治山、復旧治山および地すべり防止事業、なだれ防止保安林の指定ならびになだれ防止林改良、造成事業を積極的に行ない、民有林道改良事業については雪害防止施設の設置を行なっている。また、災害が発生した場合には、それぞれの施設の災害復旧事業を実施するほか、新たな山地荒廃に対するは必要に応じて緊急、治山事業を行ない、その他必要な融資措置を講じている。

九、中小企業者による越冬物資確保のための資金については、政府系中小企業金融機関を通ずる運転資金の貸付けによることとしており、資金量についても需要に応じられる体制を整えている。

一、高速自動車国道に限らず、一般道路における交通警察活動は、他のあらゆる警察活動と同様、都道府県警察が所掌するところとなつてるので、交通警察活動に要する経費のうち国庫が支弁するものは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十七条第一項の規定に基づき、警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第二条で定めるところの、警察通信施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に関する料金、加入電話の新設に必要な経費、警察用車両の購入に必要な経費および数都道府県の地域に關係のある重要な犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、検査費その他の経費等に限定されるのである。したがつて、高速自動車国道における交通警察活動に必要な経費のすべてを国庫支弁の対象とするためには、

(一) 警察法および道路交通法の関係規定について所要の改正を行ない、高速自動車国道における交通警察活動の全部または一部を国の直轄任務とする。

(二) 警察法第三十七条第一項および警察法施行令第二条を改正して、高速自動車国道における交通警察活動に要する都道府県警察の経費を、国庫支弁の対象とする。

のいずれかの方法をとらなければならない。

なお、警察法第五条第二項第五号によれば、「全国的な幹線道路における交通の規制に關すること」が、国家公安委員会の管理権の対象事務となつてゐるが、道路交通法において国家公安委員会に付与されている権限は、同法第百十条に基づく都道府県公安委員会に対する指示権のみであつて、国家公安委員会から自ら交通規制を行なう権限は認められていない。

二、前記一、の(一)の、高速自動車国道における交通警察活動の全部または一部を国の直轄任務とする方法については、都道府県警察たる自治体警察をもつて警察行政の実施主体とするところの現行警察法の原則を部分的にせよ変更するものであるから、専ら財政上の理由から結論を求めるることは好ましくないと考えられる。

三、前記一、の(2)の、高速自動車国道における交通警察活動に要する経費を国庫支弁の対象とする方法については、すでに主要な経費である交通取締用車両の購入費、通信施設の新設および維持管理に要する経費等が国庫支弁

法務局職員の一万名増員等に関する請願(二百十四件)

(一三一・一三二・一三三・一三四・一三五
・一三五・一三六・一三七・一三八・一三九・一四〇・一四八
一五一・一五三・一五四・一五五
・一五六・一五七・一五八・一五九・一六〇・一六一・一七八・一八二・一八三・一八四・一八五
一八六・一八七・一八八・一八九
・一九〇・一九一・一九二・二〇七・二〇八・二〇九・二一〇・二一一・二一二・二二三・二二四
二一五・二一六・二一七・二一八
・二一九・二四二・二四三・二四四・二四五・二四六・二四七・二四八・二四九・二五〇・二五一
二五二・二六一・二六三・二六四
・二六五・二六六・二六七・二六八・二六九・二七〇・二七一・二七二・二七三・二七四・二九三
二九四・二九五・二九六・二九七
・二九八・二九九・三〇〇・三〇一・三〇二・三〇三・三〇三・三一五・三一六・三一七
三二八・三二九・三三〇・三三一)

法務省

一、法務局職員の一万名増員

法務局の所掌事務特にその大部分を占める登記事務は、近時の社会経済の著るしい発展と公共事業の広範な推進に伴い、激増の一途をたどつてゐる。政府においては、これら事務量の激増に対処するには、増員のみに依存することなく、法制上および運用上極力事務の合理化を図り、事務処理の機械化および施設の改善による能率化を推進することによつて対処する方針で、従来から登記事務の合理化、簡素化(登記簿、台帳の一元化、不動産粗悪登記用紙の移記、商業法人登記用紙の改製等)、複写機等の能率器具の整備等を逐次実施している反面、昭和三十七年度百人、同三十八年度二百人、同三十九年度二百三人、同四十年度八百人、同四十一年度百二人、同四十二年度二百人の増員措置がとられているが、なお事務量が増大の一途をたどつてゐるため法務局の所掌事務を、適正迅速に処理していくためには、相当数の人員が不足しているものと考へられるので、事務の合理化、簡素化および能率化をさらに推進するとともになお、まかないきれないものについては、国家財政の許す限り必要限度の増員措置をとらなければならないと考へており、昭和四十三年度においては、二百名の増員を決定してい

る。

二、臨時職員の即時定員化

昭和四十二年五月一日現在、法務局において八百八十五人の臨時職員が在職し、登記簿・台帳の二元化作業およびその他の特別作業(不動産粗悪登記用紙の移記、商業登記用紙の改製、戸籍副本のマイクロ化等)並びに税務署通知事務に従事している。

これら臨時職員の定員内組み入れの問題については、まず本人に対する極力公務員試験の受験を勧め、合格した場合には他に優先して定員内職員として採用する方針を探つております。また、公務員試験に合格できなくており、また、公務員試験に合格できないものの良好な者については、人事院規則八一三条第四条により人事院の承認を得て選考による任用を行なつて、できる限り定員内組み入れを図つてゐる。

沖縄の即時日本復帰に関する請願
(第八八四号)

外務省

沖縄が今日なお外國の施政下におかれているという現状は不自然であり、政府はこれまであらゆる機会をとらえて沖縄の本土復帰が一日

沖縄返還に関する請願（第三七四
一号）
阿波丸撃沈に対する賠償請求権放棄に伴う代償措置実施に関する請願（第一〇五五号）

同

も早く実現するよう米側に求めて来た。また、同時に政府は沖縄住民の民生、福祉の向上、本土との格差是正、一本化促進に努力し、わが国の沖縄援助の増大をはかるとともに、現地住民の自治権の拡大、人権擁護のための諸方策についても絶えず米国政府と協議を行ない、改善のための努力を行なつて来ている。

政府は今後ともわが国を含む極東の安全保障の問題をも念頭におきながら、沖縄問題の根本的解決策について広範かつ総合的な見地から検討するとともに、あらゆる機会をとらえて米国政府との間に不斷の協議を行ない、沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう一層の努力を払つていく方針である。

右に同じ。

一、「阿波丸請求権の処理のための日本国政府及び米国政府間の協定」（昭和二十四年）によつて、日本国政府は対米請求権を放棄した

国民金融公庫の行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資額引上げに関する請願（第一四四五号）

大蔵省

五、以上のとおり、本件は法律的、行政的に妥当と考えられる範囲ですでに処理済みの事項と考へられる。

国民金融公庫が行なう恩給担保貸付の貸付限度額については

一、昭和四十年度から恩給等の支給金の三年分以内、但し、三十万円以内を限度とするることにしている。

二、国民金融公庫の恩給担保貸付の七割強が消費資金であり（件数、金額とも）、反面、恩給等が受給者の生活資金であることを考へれば、返済期間の長期化をもたらす限度の引き上げは、結局、受給者の生活を圧迫することとなること。（注）

三、国民金融公庫は、本来、国民大衆に対して、小口の生業資金を貸し付けることを使命としており、恩給担保貸付は、消費資金まで融資対象とする点、この建前の例外であること。また、その貸付金利は、恩給等受給者の経済力を勘案し、普通貸付（年利八・二%）に

相当額五千円の計七万円であり、当時において妥当な算定方式に基づくものであつた。

三、犠牲者のうち軍人、官吏等については恩給法等、軍属、準軍属（南方進出企業従事者を含む）には戦傷病者、戦没者遺族等援護法等、船員には船員保険法がそれぞれ他の戦争犠牲者に対すると同様に適用されている。

四、本件国内措置を再検討すべきや否やについては、戦後処理の問題全般との衡平という角度から考慮する必要があると考へるが、この点最近在外財産問題処理に關連して「戦後処理は引揚者に対する今回の支給金交付をもつて終りとする。残された問題は社会保障の充実、拡充によつて処置することが適當と思ふ」旨の総理府総務長官の国会における緊次

対象とするの請願(第三二一七号)

協同組合共済制度の維持育成に関する請願(第三二八号)

協同組合等の行なう共済事業の育成に関する請願(第八七四号)

共済組合制度の整備改善に関する請願(第三四八号)

この問題については、請願の趣旨をも十分考慮の上処理することいたしたい。
右に同じ。

源泉徴収に係る所得税の大額減税

比べ、特に、低利(年利六%)に定められていること等を勘案すれば、貸付限度の引き上げは普通貸付との権衡上からも問題があること。等の諸点を考慮すれば、恩給担保貸付の限度額引き上げを早急に実施することは困難であり、なお、慎重な検討を要すると考えられる。

ちなみに、恩給担保貸付の借受者であつても事業資金の借入希望がある場合には、普通貸付の対象となることとなつており、この場合の貸付限度額は恩給担保貸付と別計算されることとなつていて。

(注) 現在、恩給受給者の一人当たり年平均受給額は、六万七千円であり、戦傷病者傷病恩給の一人当たり年平均受給額は十二万円となつていて。(四十二年度予算ベース)

国民の税負担の軽減については、從来から政府の重要な施策の一つとして実施してきており、昭和四十二年度の税制改正においても、特に所得税については、約千二百八十一億円(平年度)の減税を実施したところである。なお、昭和四十三年度の税制改正については、財政事情等を勘案しながら、検討してまいりたい。

自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の保険料を所得税の控除対象とするの請願(第三〇三三三号)

同

自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の保険料を所得税等の控除

同

家事上の経費は原則として、これを控除しないこととしている現行の所得税の建前からすれば、これらの保険料を所得控除の対象とすることは適当でない。また、新規学卒者が就職した年ないし翌年から所得税を負担している現状において、いわゆる自家用車の維持費の一部と考えられるこれらの保険料を所得控除として国が負担することは好ましくないものと考えられる。

右に同じ。

心臓病の子供の教育のため病・虚弱児学校及び学級増設に関する請願(十六件)

文部省

心臓病をもつ子供は、医学的管理のもとにおく必要があり、教育をするにあたつても医療と医学的指導の裏づけのもとに行なわなければならぬ。したがつて心臓病の子供を取容する医

一、恩給、共済年金の年金額の改定規定の具体的運用方法および年金改定により生ずる所要財源の負担区分については、各種公的年金制度を通じて、各制度相互間の関連に留意しつつ、公的年金制度調整連絡会議等において慎重に検討を行なつていて。今後とも鋭意検討を進めてまいりたいと考えている。

二、共済組合の短期給付に要する費用については、使用者と被用者とが、それぞれ五十パーセントずつ負担することとし、また、その長期給付に要する費用については、公経済の主体である國、地方公共団体等が十五%を、使用者および被用者がそれぞれ四十二・五%を負担することとしており、いずれも他の社会保険制度との均衡が確保されているところである。また、社会保険制度に対する国庫負担は、その緊要度、國の財政能力に応じ低所得層等を中心として重点的に、かつ、効率的に行なわれるべきものであるので、ご趣旨に沿うことは困難である。

三、共済組合の給付に関する事務費は、國、地方公共団体等が負担しているが、社会保険制度を推進する責任は、ひとり國のみではなく、公経済の主体である地方公共団体等も負うものであり、したがつて、事務費をすべて國庫の負担とすべきものではないと考える。

九六・八九七・一〇二一五・一五
九・一一七〇・一一八一・一八
二・一一八三・一九九・一一五
八・一三七一・一〇六六・三三七
○号)

複式学級解消並びに級外教員及び
養護教員の配置に関する請願(第
一〇九九号)

同

幼稚教育振興に関する請願(十三
件)(第七二六・七二七・七二八・
七二九・七三〇・七三一・七三二
・七八三・七八四・七八五・七八
六・七八七・七八八号)

同

療施設に併設して養護学校を設置するか、施設
内に特殊学級を設けることが望ましい。最近、
結核療養所等を転換し、心臓病、腎臓病、小児
喘息などの疾患有する子供を収容する傾向に
あるので、これと併行して今後養護学校の増設
を図るとともに、必要に応じて特殊学級を設置
していただきたい。

一、単級および四・五個学年複式学級に対する
教職員の増置ができるよう、昭和四十一年度
からこれらの学級を置く学校についての教職
員定数の標準の改善を図つたところである。
二、養護教員等の定数改善については、義務教
育標準法の経過措置期間の終了後の問題とし
て慎重に検討したい。

一、現在、人口およそ、一万人の地域に一幼稚
園を設置することを骨子として、昭和三十九
年度から幼稚園教育振興七か年計画を実施中
である。

二、および三、義務教育でない幼稚園の施設設
備費および教職員給与費の国庫負担制度を設
けることは、困難である。

四、現在、幼稚園については、交付税の算定上
「その他の教育費」として単位費用の積算基礎
において計上されているが、昭和四十二年度
においてその額を引き上げたところである。

幼稚園費の単位費用を設置することについて
は、幼稚園の普及の状況等を勘案して慎重に
検討したい。

五、私立幼稚園に對しては、從来、私立学校振
興会を通じて長期低利の資金の融資を行なう
とともに、昭和三十九年度からは、幼稚園教
育振興七か年計画に沿つて園児等設備費に対
する補助を行なうこととし、年々その増額を
図つてきたところであり、さるに昭和四十二
年度からは新たに施設費に對する補助一億円
を決定したが、幼稚園教育において私立幼稚

学校警備員設置に関する請願(三
件)(第二四四三・二四四四・二四
四五号)

学校警備員設置に関する請願(三
件)(第二四四三・二四四四・二四
四五号)

同

学校教育費の財源措置に関する請
願(二件)(第三四二八・三六二七
号)

学校教育費の財源措置に関する請
願(二件)(第三四二八・三六二七
号)

同

公立学校の施設管理の責任は、その学校の設
置者である地方公共団体であるが、政府として
は、最近における各教育委員会の動向から判断
して、昭和四十三年度において、教職員の宿日
直を廃止する学校が相当数あることを予定して
これらの学校について防火防犯等のための設備
費補助を行ないたいと考えている。

なお、学校警備員を配置すること等について
は種々の問題があり、國が財源措置をすること
は困難である。

へき地教育の振興のため、從来各種の助成策
を講じてきているところであるが、学校建築の
ための国庫負担率の引き上げについては、目下
検討中であり、また教職員定数の改善について
は、昭和四十一年度から、へき地に多い単級お
よび四・五箇学年複式学級の小学校に教員を増
置することができるよう、措置したところであ
る。

公立学校職員の時間外勤務手当支
給に関する請願(第三七八四号)

同

一、小規模学校に対する教職員の増置ができる
位置については、教員給与のあり方の基本的検
討の課題との関連において、今後検討をすす
めたい。

一、公立学校の施設管理の責任は、その学校の
設置者である地方公共団体にあるが、政府と
しては、最近における各教育委員会の動向か
ら判断して、昭和四十三年度において、教職
員の宿日直を廃止する学校が相当数あること
を予定して、これらの学校について防火、防
犯等のための設備費補助を行ないたいと考え
ている。

二、教員の時間外勤務に対する給与上の改善措
置については、教員給与のあり方の基本的検
討の課題との関連において、今後検討をすす
めたい。

改正に関する請願(第一二二一九号)

自閉症児の教育施設等の整備に関する請願(第三五〇〇号)

同

個学年複式学級を置く学校に対する定数改善を行なつたところである。現在、義務教育標準法は、経過措置期間中であり、同法の改正については、経過措置期間の終了後の問題として慎重に検討したい。

- 一、昭和四十二年、自閉症児を含めた重症情緒障害児の教育内容方法の研究のため、三重県津市立高茶屋小学校、南郊中学校に実験学校を委嘱した。
- 二、現在、学識経験者二十名よりなる研究協力者を委嘱し、調査研究をすすめている。
- 三、昭和四十三年度において、東京学芸大学教育学部附属の特殊教育研究施設に「情緒障害児教育研究部門」を増設することについて努力している。
- 四、自閉症児の教育内容、方法の研究を助成する方途を検討したい。また、教員の研究活動を助成するための措置を検討したい。

教科書無償給与については、昭和四十二年度予算において、中学校第二学年の生徒まで措置された。中学校第二学年の生徒までの無償給与については、昭和四十三年度予算において措置するよう努力したい。

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(第一四四六号)

同

教科書無償給与の完全実施に関する請願(一件)(第五・六号)

同

一、国立の学校においては、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀な者に対しては、その者の申請により授業料を免除している。よつて、戦傷病者の子弟の場合も、この制度の運用によつて実情に即した措置をとつていただきたい。

二、日本育英会が行なつてゐる國の育英奨学事業は、優秀な能力を有するにもかかわらず、家庭の経済的な理由により修学困難な者を対象として学資を貸与することにより、将来有為の人材の育成に資することにその主眼を置

国立大学における助手の名称変更に関する請願(十二件)(第三三六四、三三六五、三三六六、三三六七、三三六八、三三六九、三四四七、三四四八、三四四九、三四四五、三四五一、三六九四号)

同

国立電波高等学校の高等専門学校昇格に関する請願(一件)(第三八四〇、四一五八号)

同

学校栄養士の設置に関する請願(十九件)(第三四・三八・四二・四三・一二・一七・一一・一二七・一九六・二三七・二五三・二六〇・二七五・三三六・三三七・三四六・三九一・四七六・六四〇号)

同

学校給食用小麦粉国庫補助に関する請願(第二三三八号)(第八七八号)

同

校地拡張等に伴う校地取得に対する国庫補助に関する請願(第八七八号)

昭和四十二年度においても、前年度と同様に小麦粉一〇〇グラム一円の国庫補助を行なつてゐる。

校地取得費の助成は、起債措置することが適当であると考え、その拡充に努めているところである。

高等専門学校には、現在工業および商船に関する学科が設置できることとされているが、これ以外の分野に高等専門学校制度ととつては、高等専門学校制度の本旨にてらし、また、職業高等学校および短期大学制度との関連を考慮し、今後、調査研究をすすめることとしているので、電波高等専門学校についてもその一環として、十分検討したい。

高等専門学校には、現在工業および商船に関する学科が設置できることとされているが、これ以外の分野に高等専門学校制度ととつては、高等専門学校制度の本旨にてらし、また、職業高等学校および短期大学制度との関連を考慮し、今後、調査研究をすすめることとしているので、電波高等専門学校についてもその一環として、十分検討したい。

本請願の要旨を実現することは、現段階では困難であるが、昭和四十一年度から完全給食を実施する比較的大規模学校に置かれる栄養士の給与の二分の一を国庫補助しており、今後ともこの拡充に努力したい。

明治二十一年三月三十日
第三種郵便物認可

官報 号外 昭和四十三年六月三日

○ 第五十八回 参議院会議録追録(その二)

件名	主管官署	請願に対する処理要領
学校建築費の国庫負担率引き上げに関する請願(第八七六号)	文部省	同
義務教育施設等の整備促進に関する請願(第一七三号)	文部省	同
国庫負担率の引き上げについては、今後とも努力したい。	同	一、国庫負担率の引き上げについては、今後とも努力したい。 二、国庫負担事業費については、昭和四十二年度予算として、前年度に比べて四十五億円増の二百九十五億円を決定しており、統合校舎、危険校舎、屋内運動場等の整備の促進についても考慮している。今後とも、これらの整備の促進に努力したい。 三、鉄筋造、鉄骨造の構造比率については、昭和四十二年度予算において前年に比べておよそ5%引き上げ全体の90%としている。また、補助単価については、前年度に比べ、鉄筋造6・3%，鉄骨造7・4%，木造9・7%それぞれ引き上げている。なお、これらの改善については今後とも努力したい。
難波宮跡、田能遺跡等文化財埋蔵地の完全保存措置に関する請願(第一〇三号)	同	難波宮跡、田能遺跡等文化財埋蔵地の完全保存措置に関する請願(第一〇三号)

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願(第一号)	同
・四一七八・四一七九・四一八〇	奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願(第一号)
・四一八一・四一八二・四一八三	・四一八四・四一八五・四一八六
・四一九〇・四一九一・四一九二	・四一九三・四一九四・四一九五
・四一九六・四一九七・四一九八	・四一九九・四二〇〇・四二〇一
・四二〇二・四二〇三・四二〇四	・四二〇五・四二〇六・四二〇七
・四二〇八号	・四二〇八号

難波宮跡の有する歴史上、学術上の重要な価値にかんがみ、関係方面と協議のうえ、その保存に努めたい。	同
--	---

藤原宮跡の有する歴史上、学術上の重要な価値にかんがみ、関係方面と協議のうえ、その保存に努めたい。	同
重要な遺跡については史跡指定の促進に努めており、また史跡指定地については、現状変更の規制をするとともに、補助金を交付して環境整備を実施するなどして、その保存と活用とを図つているが、今後一層努力したい。	同
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(第一百五十六件)	厚生省
(第一六・一七・三二・三三・三五・三六・三七・九九・一〇〇・一〇七・一〇八・一二四・一六五・一六六・一六七・一六八・一六九・一七〇・一九四・二〇六・二二二・二二三・二二七・二四〇・二四一・二五四・二五四・二五六・二五七・二七七・二七八・二九・二八五・三〇六・三〇七・三〇八・三四一・三五五・三六〇・三六一・三八四・三八五・三八六・三八七・三八八・三九六・三九七	栄養士法第五条の二第二号に規定する管理栄養士養成施設については、当該養成施設の卒業者が栄養士法に規定する管理栄養士の責務を十分に果し得るようその指定基準等が定められているのである。また、養成施設の指定に関しては、現在、栄養審議会の答申等も勘案して、その厳格な運用を期しているところであり、目下のところ法を改正する意図はない。

・四〇一・四〇二・四一五・四一
六・四一七・四四三・四四四・四
四五・四四六・四四七・四五七・
四五八・四七四・四七五・四八七
・四八八・五三〇・五三一・五五
一・五七八・六一九・六四一・六
四二・六四三・八四一・八四五
八四六・八五二・八五三・八五四
・八五九・八六〇・八六一・八六
二・八六三・九〇三・九〇四・九
一〇・九一一・九一二・九一三・
九一四・九一七・九一八・九一九
・九二〇・九二一・九二三・九二
三・九二九・九三五・九三六・九
三七・九三八・九三九・九四〇
九四一・九七九・九九七・一〇一
一・一〇一二・一〇二三・一〇一
六・一〇二三・一〇二三・一〇三
九・一〇五四・一〇六四・一〇七
六・一〇八九・一五一・一〇九
七・一九八・一〇四・一〇一
五・一〇六・一一〇七・一一〇
八・一一二・一一三・一一一
四・一一六・一一七・一一一
八・一一九・一一一〇・一一三
一・一一三二・一一三九・一一四
○・一一四一・一一五四・一一六
二・一一六七・一一六八・一一七
○・一一八三・一一九一・一一四
一・一一三・一一八九・一一三五
八・一一六二・一一五三・一一八〇
九・一一八八・一一〇三一・一一三〇
四・三九六九号)

同

旅館業等の許可規制の強化に関する請願（第一〇一〇号）

旅館業法は、許可申請にかかる施設が学校の敷地の周囲おむね百メートルの区域内にある場合であつて、その設置によつて当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがあると

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に関する請願（第四〇四三号）

同

心臓手術のための供血制度改善に関する請願（十五件）（第一九九・三四〇・八九四・八九九・九〇〇・一〇三六・一一六一・一一七二・一一八七・一一八八・一一八九・一一二〇一・一二六〇・一三七四・二九三五号）

心臓手術のための供血制度改善に関する請願（十五件）（第一九九・三四〇・八九四・八九九・九〇〇・一〇三六・一一六一・一一七二・一一八七・一一八八・一一八九・一一二〇一・一二六〇・一三七四・二九三五号）

認められたときは許可を与えないことができるとしているので、請願の趣旨に沿つて措置しうるものと考える。

なお、都市計画法および建築基準法に基づき、文教地域の指定がなされた地区については、建築基準法第五十二条の規定により、文教地区の指定の目的のための建築物の建築の制限または禁止に関する必要な措置を地方公共団体の条例で定め得ることとなつてゐるので、必要があれば文教地区指定の申請を検討するよう指導いたしたい。

長野県当局によつて目下被害発生の原因について調査が行なわれてゐるところであるので、調査結果に基づき適切な措置が講じられるよう指導してまいりたい。

一、献血の受け入れおよび保存血液の供給を円滑にするため、各都道府県に血液センター、同出張所および移動採血車、血液運搬車等を増強すべく緊急整備計画を樹立し、昭和四十二年度において、約一億二千萬円の予算措置を決定し、目下これらの整備を進めている。

二、献血による保存血液について、その供給価格から血液代相当額を除外する方向で目下検討中である。

三、現在、医療機関に対しても献血血液を優先的に使用することを強く指導しているところであるが、保存血液の必要量が献血によつていまだ十分に確保できるまでに至つてない現状において、献血血液の使用を医療機関に義務づけることは事実上困難であるので、献血推進のための諸施策を今後とも積極的に講ずることによつて、可及かつすみやかに、必要血液が献血によつて容易に確保でき得る体制の確立を図りたい。

心臓病の子供の治療に対する育成

同

一、心臓病の子供に対する育成医療の給付は、

医療助成拡充に関する請願 (十六)

件) (第一〇〇・一三三四・三五八
・四九〇・八九三・九〇一・一
六二・一一七三・一一九〇・一
九一・一一九二・一二〇一・一
六一・一三七五・二〇六八・三一
一四号)

昭和三十九年度から行なつており、その予算額も年々増額されている。これらの心臓病の子供のは握については、現在、都道府県で行なわれている三歳児健康診査等により異常児の早期発見に努め適切な措置を講じたい。

二、各都道府県においては握した対象児童数等に基づいて、国の予算措置に一層努力してまいりたい。

三、現在、都道府県においては、心臓病の育成医療の給付にかかる予算が十分でないため、低所得者を優先的にその対象として行なわれているが、今後も予算の増額に努め、制限給付を撤廃するよう努力してまいりたい。

四、都道府県を通じ、制度の趣旨の周知徹底を図つてきたところであるが、今後も一層の徹底を図ることといたしたい。

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願 (九件) (第一八・一一〇四・一一五〇・一
〇三・一一〇四・一一五〇・一
五七・一一五八・一一六六・一
六七・一一九四号)

同

保育所の保母の受持児童数の改善については、昭和三十七年の中央児童福祉審議会の意見具申において三歳未満児および三歳児に關し、改善意見が示されているので、これを目標に逐年改善を図つてきたところであるが、三歳未満児については、既に実現をみたので、今後三歳児担当保母の定数改訂について努力いたしたいた。

自閉症児の治療施設整備等に関する請願 (四件) (第三六六二・三
八六六・四一二四・四一二五号)

同

自閉症状を呈する児童については現在、小児精神病院、児童相談所等において、種々治療が試みられているが、なお、その原因、治療方法等が明らかにされていない状況にあるので、また自閉症の原因の解明、有効な治療方法の発見に努め、適切な施設の整備を図ることが必要と考える。昭和四十二年度においては、厚生科学研究費をもつてこれら児童の実態を調査するとともに、昭和四十三年度には、新たに自閉症の診断と治療に関する総合的研究のための特別研究費および収容施設の設置を図ることについて、所要の予算措置を講ずることとしたが、今

ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する請願 (四件) (第七六二
一〇九八・一三七〇・三二四一
号)

ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する請願 (四件) (第一〇九八・一三七〇・三二四一
号)

同

ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する請願 (九件) (第三六一七・三六六四
三九六六・三九六七・三九六八・
四〇三五・四〇三六・四一二〇
四一二一號)

同

ビルマ戦域戦没者遺骨収集並びに墓参団派遣等に関する請願 (第一
〇四六号)

同

ビルマ戦域戦没者遺骨収集並びに墓参団派遣等に関する請願 (第一
〇四六号)

同

ビルマ地区戦没者の遺骨収集については、昭和三十一年に実施したところであるが、なにぶんにも限られた人員と日数をもつて行なつたことでもあり、なお未収集の遺骨もあると思われる所以、現地の実情等諸般の状況を勘案しつつ十分検討いたしたい。

二、ビルマにある日本人墓地および同墓地内にある慰靈碑については、現地の在外公館および日本人会が管理を行なつており現在まで特に問題はない。

なお、墓地協定については、前向きに考えることといたしたい。

海外戦没者(一般邦人死没者を含む。)の遺骨の収集については、昭和二十八年以降政府から遺骨収集団を派遣して実施したところであるが、その後山野に未収容の遺骨が発見された例もしばしばあるので、あらためて、昭和四十二年度以降計画的に実施することとしている。沈没艦船のうち引揚げ可能なものについては、物資の活用等の理由にもとづいて民間業者の計画と責任においてその引揚げ解撤が実施されてきたが、外国の領海内にある沈没艦船は現

後一層努力いたしてまいりたい。

ソ連に抑留されていた間に死没し、または傷病にかかつた者等に関する事は、その者の身分に応じて恩給法および戦傷病者戦没者遺族等援護法等により国家補償の精神に基づき、必要な援護措置がとられているところであるが、長期抑留という事実に対して特別の補償を行なうことは、現在のところ考えていない。

右に同じ。

一、ビルマ地区戦没者の遺骨収集については、昭和三十一年に実施したところであるが、なにぶんにも限られた人員と日数をもつて行なつたことでもあり、なお未収集の遺骨もあると思われる所以、現地の実情等諸般の状況を勘案しつつ十分検討いたしたい。

二、ビルマにある日本人墓地および同墓地内にある慰靈碑については、現地の在外公館および日本人会が管理を行なつており現在まで特に問題はない。

なお、墓地協定については、前向きに考えることといたしたい。

海外戦没者(一般邦人死没者を含む。)の遺骨の収集については、昭和二十八年以降政府から遺骨収集団を派遣して実施したところであるが、その後山野に未収容の遺骨が発見された例もしばしばあるので、あらためて、昭和四十二年度以降計画的に実施することとしている。沈没艦船のうち引揚げ可能なものについては、物資の活用等の理由にもとづいて民間業者の計画と責任においてその引揚げ解撤が実施されてきたが、外国の領海内にある沈没艦船は現

昭和四十三年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第五十五回国会・第五十六回国会において採択された請願の処理経過

在当該国の所有に属しており、日本としてこれを直接引揚げの対象とすることはできないものである。

ハンセン氏病患者が国の強制隔離政策により受けた損失の補償等に関する請願(第三六六一號)

旧ライ予防法に基づいて適法になされたものであるので、当該又容隔離による負担補償

看護教育改善に関する請願
(第三四三号)

関する請願(第三六六二号)は困難である。

支給している。その増額については、現行の生活保護制度との関連をも考慮して検討いたしたい。

心臓病の専門病院の新增設については、わが國の専門醫師の現状について、各地にて

心臓病の専門病院の新增設促進に
関する請願（十五件）（第一一九八
・三三九・四一八・八九二・八九
八・一一六〇・一一七一・一一八
四・一一八五・一一八六・一二〇
〇・一二五九・一三七三・一五一
二・一一〇六七号）

看護婦等養成のための運営費に対する国庫補助制度確立等に関する請願(第一一八〇号)

同

同

一、保健衛生指導手当の支給については、これまで努力してきたところであるが、保健所技術職員の処遇改善を図るため、今後その支給については、検討いたしたい。

二、看護婦等養成所に対する助成として昭和四十三年度において施設整備費一億一千七百万円、教育用備品整備のための設備費一千六百万元を補助することとしているが、運営費に

極的な医療機関は、必ずしも心臓病に対する専門的診療が行なえるような診療体制の強化を促進してゆきたい。

なお、心臓病、循環器等の中心医療機関として、東京、大阪地区にそれぞれ国立医療センターの設置を図るべく目下検討中である。

なほ、心臓病、循環器等の中心医療機関として
東京、大阪地区にそれぞれ国立医療センタ
ーの設置を図るべく目下検討中である。

同

四

衛生検査技師法の施行後十年を経過し衛生検査技師の教育内容も改善されているが、請願の事項については、関係者の意見を聞いて慎重に検討を進めることとしたいたい。

看護教員の養成については、昭和四十一年度から年一回六ヶ月の専任教員養成講習会を設置し、その養成確保をはかつてゐるが、昭和四十二年度から、さらにこれを年二回実施しているところであるが、今後も一層強化に努力したい。

看護教員並びに看護教育施設および設備については、医療看護の進歩にあわせ、看護教育の向上のため実情を勘案しながら、その充実に努力したい。

看護婦養成費の増額については、従来から建物、設備について国庫補助を行なつてゐるが、さらにこれらの予算措置について増額を図るよう一層の努力をいたしたい。

療術の新規開業制度に関する請願
(十七件)(一一三五・一二五五・
一二五六・一二七六・一二七七・
一三三〇・一四〇三・一四〇四・
一四〇五・一四一〇・一四五四・
一四五七・一五一四・一五一五・
一七二四・二四六三・二八八八
号)

同

ハンセン氏病盲人に盲人手当支給

等に関する請願(二件)(第一五三
三・一五七一號)

同

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうお
よび柔道整復以外の医業類似行為に関する
あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法
等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第
百二十号)附則第三項の規定に基づき、昭和三
十九年、あん摩、マッサージ、指圧、はり、き
ゅう柔道整復等中央審議会に諮問し、同審議
会において、日下、調査審議中である。政府と
しては、この調査審議の結果を参考のうえ、必
要な措置を講ずることとしたいたしたい。

現在国立らい療養所に入所している盲人患者
は約一、二〇〇名(全盲)であり、全入所者の
約十二、七%を占めているこれら日常生活に著
しい不自由を伴つてゐる盲人患者に対しても職
員(生活補導員)が生活の介助を行なつており、
また、所内主要道路には盲導設備等を付設す
る等、日常生活に不便を感じないよう配慮して
いるところである。

一方、教養娛樂の面においては、一般入所者
とは異なり盲目というハンデキャップを考慮
し、従前は、予算の範囲において、点字図書、
テーブマガジンの配布等各種の措置を講じてき
たところである。なお昭和四十二年度において
は、テーブレコーダー、トランジスターラジオ
を中心とした予算化を図り、一層その内容の充
実を図つたところであり、今後ともその処遇改
善については、あらゆる角度から努力いたした
い。

国民年金制度は保険料を拠出して、年金給付
を受けることを建前としており、そのため一定
の受給要件を設けているものであり、この要件
に該当しない限り、拠出制障害年金は支給され
ないのである。福祉年金はその財源を全額国庫に依存
してるので、国の財政事情とも関連がある
が、今後とも引き上げに努めてまいりたい。
なお、外国人については、年金制度が長期間保険

善意の日制定に関する請願(第五
号)

同

農生協等の理容施設新設規制等に
関する請願(二十六件)(第三三・
三四・二五・二六・二七・二八・
二九・三〇・四四・一四二・二八
四・三六二・三八三・四四二・四
六六・五五〇・五六一・七五五・
八〇〇・八五八・一〇四九・一〇
五三・一〇六三・一二五二・一二
七二・一三三七号)

同

料を拠出することを建前としているので、年金
制度になじまないものである。

現今住民参加によるたすけあい運動への意欲
に高まりがみられ、各地において「善意の日」
あるいは「たすけあいの日」等の制定がなされ
ていることは、喜ばしい傾向であるが、国民の
善意を結集する、たすけあい運動はあくまで地
域住民の社会福祉への関心の高まりの中で、自
主的に多様の形態において行なわれるべき性格
のものであるので、特に「善意の日」等の制定等
は考えていない。

理容業は、農業協同組合法または消費生活協
同組合法により、農業協同組合または消費生活
協同組合の事業として認められており、その事
業運営は組合員への最大の奉仕を目的として行
なわれるようこれらの法律で定められていると
ころであるが、理容施設の新設、事業活動の方
法、利用料金に関しても、この趣旨に沿つて事
業が行なわれるよう指導上留意してまいりた
い。

なお、これらの事業についての員外利用に関しては、農業協同組合の場合には農業協同組合
法第十条第四項の規定により一事業年度における組合員の当該事業の利用分量の額の五分の一
の範囲内でのみ認められてゐるものであり、また消費生活協同組合の場合には行政庁の許可を得た場合以外は禁止されており、今後とも法の趣旨にのつとつて指導してまいりたい。

一、保育所への入所措置に当たつては、各家庭
の経済的事情にかかわらず、保育に欠けるか
否かによつて判断することとしているので、
経済的に裕福な家庭の児童も入所資格がある
が、反面、それぞの家庭の負担能力に応じ
て費用を負担させることとしている。したが
つて、現行の入所措置基準に経済的要件を附

保育料徵収基準の確立等に関する
請願(第一四一號)

同

加しない限り事務費全額公費負担制度に改めることは困難である。

二、児童待遇費については、毎年度改善を図ってきたところであり、昭和四十二年度においても約十三、五%の引き上げを行ない、また、保母の定数については、従来三歳未満児七人につき保母一人であつたのを六人につき一人に改めたところである。なお、低年令児の保育については、保育所の受入態勢その他に隘路がありまだ十分とはい難い状況であるので、今後改善に努めたい。

国民健康保険に対する国庫負担金 増額等に関する請願(第一九号)

同

同

三、事務費国庫負担金については、従来からその増額を図つてきており、昭和四十三年度予算においても被保険者一人当たり三百四十円の単価を決定したところであるが、今後とも実情に沿うように努力してまいりたい。

四、標準保険税(料)の設定については、抜本対策の一環として実施するよう検討中である。

五、累積赤字は、本来、保険者の自主的な努力により解消すべきであるが、なお、国がこれに対して財政措置を講ずるか否かについては、今後検討いたしたい。

一、医療保険制度の抜本的改正については、現

在検討中である。

二、事務費国庫負担金および国民健康保険団体連合会補助金については、従来同様、昭和四十三年度予算においてもその増額措置を講じたところであるが、今後とも実情に沿うように努力いたしたい。

三、財政調整交付金制度の改善については、標準保険税(料)の設定とあわせて検討している。

四、標準保険税(料)の設定については、抜本対策の一環として実施するよう検討中である。

五、べき地医療対策および保健施設に対する国庫補助の拡充強化については、昭和四十三年度予算においても所要の財源を計上したところであるが、今後とも努力してまいりたい。

国民健康保険制度の充実に関する 請願(第一七四号)

同

国民健康保険の経営主体に関する 請願(三件) (第一四四六・二四四七・二四五八号)

同 同

日雇労働者健康保険法の内容改善 に関する請願(四十二件) (第一五〇・一八一・二〇五・一三六・三三〇・三四一・三六三・三九〇・三九九・四一四・四三九・四四〇・四四九・四六〇・四六八・四六九・四八五・五〇六・五〇八・五〇九・五一四・五一五・五二三・五二八・五五二・五六四・七〇四・七五四・九〇二・九九二・一〇一・一〇三八・一〇四一・一〇四八・一〇六七・一〇八一・一〇九一・一一九三・一二〇三・二二三・四一五四号)

同 同

国民健康保険は、本来、地域住民の相互共済の意識を基礎として運営される医療保険制度であり、また、地域により医療費、所得等に相当の格差がみられる現状であるので、当面、市町村が保険者となつてその地域の実情に応じた運営をすることが適当であると考える。

一、日雇労働者健康保険については、日雇労働者の雇用形態から、保険給付を行なうに際し受給要件を必要とせざるを得ず、したがつて給付期間を無制限に延長することは不可能であるが、できるだけ改善策を講ずるよう検討したい考えである。その他の給付改善についても、あわせて慎重に検討している。

二、擬制適用被保険者の取扱いについては、被保険者保険のあり方等との関連もあるので、医療保険制度全般の検討とあわせて慎重に検討している。

三、医療保険の財源負担のあり方については、現在、医療保険の抜本的検討の課題ともなつてるので慎重に行なつてている。

四、厚生年金保険は、長期保険であることが、今後とも検討してまいりたい。なお、これに要する財源については、財政調整交付金のうち、保険料軽減費交付金により国が全額補てんしている。

日雇労働者健康保険制度の存続並びに納付内容改善に関する請願(第一九三三号)

日雇労働者健康保険の廃止反対に
関する請願(三十五件)(第二四七三・二四七四・二六一九・二六三〇・二六三一・二六三二・二八〇八・二九二六・二九二七・二九二八・三〇三九・三〇四〇・三〇四一・三一一七・三一九〇・三一九一・三三三五・三三四五・三三四六・三三七六・三六一五・三六四八・三六四九・三七四八・三七四九・三七七六・三八七五・三八七六・三八七七・三八七八・三八八〇・三九七五・三九七六・四〇九二・四一五三号)

同

日雇労働者健康保険改悪反対等に
関する請願(五件)(第三〇三八・三四二〇・三八八三・三八八一・三九七七号)

一、保険料については、現在の保険料額が実状にあわなくなつてゐるので、他の被用者保険における負担との均衡も考慮して検討している。

二、給付内容については、他の被用者保険にできるだけあわせるべく検討しているが、日雇労働者健康保険においては、給付を行なう際に受給要件を設定せざるをえないでの、他の被用者保険と一致させることは、困難である。

三、保険料については、現在の保険料額が実状にあわなくなつてゐるので、他の被用者保険における負担との均衡も考慮して検討している。

四、給付内容については、他の被用者保険にできるだけあわせるべく検討しているが、日雇労働者健康保険においては、給付を行なう際に受給要件を設定せざるをえないでの、他の被用者保険と一致させることは、困難である。

日雇労働者健康保険のあり方については、現在医療保険制度全般にわたる抜本的検討の一環として慎重に検討している。また日雇労働者健康保険の給付内容の改善等についてもあわせて慎重に検討している。

日雇労働者健康保険の廃止反対に
関する請願(二件)(第三四八二・三八八二号)

同

厚生年金保険法の特例老年年金制度改正に関する請願(九件)(第一〇八八・一四一二・一四三三・一四二四・一四一五・一四二六・一四二七・一七一七・三七五〇号)

同

旧令共済組合の組合員期間については、昭和四十年の厚生年金保険法の改正および昭和四十一年の国民年金法の改正において、それぞれ資格期間として合算する措置を講じたところであるが、この措置は、通算年金制度に準ずるものとして厚生年金保険または国民年金の被保険者期間を生かすため行なわれたものである。したがつて、旧令共済組合期間について年金を支給するか否かは、旧令共済組合独自の問題として検討されるべきものと考える。

被用者保険のあり方等との関連もあるが、医療保険制度全般の検討とあわせて慎重に検討している。

一、医療保険の財源負担のあり方については、抜本対策の一環として検討している。

二、給付内容については、他の被用者保険にできるだけあわせるべく検討しているが、日雇労働者健康保険においては、給付を行なう際に受給要件を設けるを得ないので、他の被用者保険と一致させることは困難である。

三、擬制適用被保険者の取り扱いについては、被用者保険のあり方等との関連もあるので、医療保険制度全般の検討とあわせて慎重に検討している。

日雇労働者健康保険の改悪等反対に
関する請願(第三八八四号)

同

三、医療給付の給付率については、他の医療保険制度との均衡を考慮して検討してまいりたい。

二、療養の給付の支給期間については、延長すべく検討しているが、日雇労働者健康保険においては、給付を行なう際に受給要件を設定せざるをえないでの、他の被用者保険と一致させることは困難である。

一、保険料の引き上げについては、現在の保険料が実状にあわなくなつてゐるので、他の被用者保険における負担との均衡を考慮し、検討している。

なお、特例老令年金の受給権者が死亡した場合にその遺族に年金を支給することについては、通算年金制度全体の問題として検討いたしたい。

農林省 製材用原木価格調整措置に関する請願(第五七号)

千害並びにひょう害等に対する天災融資法適用等に関する請願(一二件)(第三四四四・三六三三号)

木材価格の異常な高騰に際しては、従来、国有林材の制限付き公売、備蓄材の線上げ販売等の措置をもつて、その価格安定に努めてきたが、今後も必要に応じて同様の措置を講ずるよう配慮してまいりたい。

長野県における五月から六月までのひょう害については、昭和四十二年五月から七月までの降ひょうについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和四十二年政令第百九十七号)が制定され、所要の措置を講じた。なお、本災害については、被害の程度からみて激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて特例措置は講ずるには至らなかつた。また、貸付金利の引き下げについては、なお、今後慎重に検討してまいりたい。

岩手県を主要食糧供給基地とするための地域開発諸施策実施に関する請願(第三七八五号)

岩手県の農業は、労働力、土地等の資源が豊かで、今後わが国の重要な生産地域として、食糧供給において重要な地位を占めるものと考えられる。従つて、政府としても從来から東北開発促進法等関係法令に即し、土地改良事業、草地改良事業等生産基盤の整備、米生産対策の拡充、畜産、園芸の振興等各般の施策を講じているところであるが、今後においても農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、これら施策の一層の強化を図る所存である。

岩手県を含む北東北地方におけるビート栽培に関する請願(第三七八七号)

北東北における四十二年産ビートについては、国は、ビート生産農家に対し、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年六月二十日法律第百九号)に定める最低生産者価格に見合う

鳥類保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願(四十四件)

(第一八〇一・一九一四・二二四九・二三五〇・二三五一・二三五二・二三五三・二三五四・二三五七・二五〇八・二五〇九・二五一〇・一五一一・一五一二・二五一三・一五一四・一五一五・二五一六・二五一七・二五一八・二五一九・二五二〇・一五一九・二五六一・二五六九・二五六〇・二五六四・二六六五・二六六九・二七七〇・二七七一・三〇六八・三一五二・三三二一三・三四三〇・三四三一・三六二五・三六九八・三七九二・三七九三・三九〇七号)

同

国内養ほう業者保護育成に関する請願(第三四三七号)

千葉県市川市新浜地区は、鳥類保護のため従来から銃猟禁止区域に指定して鳥類の保護にあつてきた。しかし、最近における東京湾沿岸地帯の開発の進展に伴い、同地区においても埋立て等の現状変更が計画されているので、地域開発と鳥類保護との調整については、慎重に取り扱うよう関係機関に対して協力を要請してきたが、なお今後ともこれらの機関と十分連絡を取り対処してまいりたい。

千葉県市川市新浜地区は、鳥類保護のため従来から銃猟禁止区域に指定して鳥類の保護にあつてきた。しかし、最近における東京湾沿岸地帯の開発の進展に伴い、同地区においても埋立て等の現状変更が計画されているので、地域開発と鳥類保護との調整については、慎重に取り扱うよう関係機関に対して協力を要請してきたが、なお今後ともこれらの機関と十分連絡を取り対処してまいりたい。

千葉県市川市新浜地区は、鳥類保護のため従来から銃猟禁止区域に指定して鳥類の保護にあつてきた。しかし、最近における東京湾沿岸地帯の開発の進展に伴い、同地区においても埋立て等の現状変更が計画されているので、地域開発と鳥類保護との調整については、慎重に取り扱うよう関係機関に対して協力を要請してきたが、なお今後ともこれらの機関と十分連絡を取り対処してまいりたい。

千葉県市川市新浜地区は、鳥類保護のため従来から銃猟禁止区域に指定して鳥類の保護にあつてきた。しかし、最近における東京湾沿岸地帯の開発の進展に伴い、同地区においても埋立て等の現状変更が計画されているので、地域開発と鳥類保護との調整については、慎重に取り扱うよう関係機関に対して協力を要請してきたが、なお今後ともこれらの機関と十分連絡を取り対処してまいりたい。

千葉県市川市新浜地区は、鳥類保護のため従来から銃猟禁止区域に指定して鳥類の保護にあつてきた。しかし、最近における東京湾沿岸地帯の開発の進展に伴い、同地区においても埋立て等の現状変更が計画されているので、地域開発と鳥類保護との調整については、慎重に取り扱うよう関係機関に対して協力を要請してきたが、なお今後ともこれらの機関と十分連絡を取り対処してまいりたい。

養豚振興に関する請願（第一九三 同
号）

- 一、豚肉の需給および価格の動向がなお流動的、かつ、多様であり、養豚経営にも近代化合理化の余地が残されている現段階において、安定基準価格をいたずらに高い水準に設定することは合理的でなく、また養豚構造が変化しつつある現在事業團買入れの対象を無制限に拡大することは適当でない。
- 二、豚肉需給の安定的増大を図る見地から、今後とも需要の伸びに見合つた安定的な生産を指導することともに、需給の動向に即応しつつ長期的観点にたつて消費の拡大を図っていくこととしている。
- 三、豚肉の需給と価格の動向を見守りつつ、これと競合関係にある羊・馬肉の輸入の適正化に関する指導に努めてまいりたい。
- 四、政府は、現在、民間輸入が認められていない飼料に重点をおいてその買入れ、保管および売渡しを行なつており、民間貿易により円滑に輸入されている飼料原料については、政府が買入れを行なう必要はないと考える。また、低開発諸国の開発輸入については、從来から通商産業省、農林省、関係業界等が協力して行なつてきたところであるが、今後とも積極的に取り組んでまいりたい。
- 五、現在、指定食肉（豚肉）の安定価格の決定にあたつては、飼料価格を含む生産費を勘案することとしている。
- 六、昭和四十二年度の政府操作飼料について、大麦およびふすま増産用小麦の売渡予定期数量は、それぞれ前年度より十三%および十%増量した。また、その売渡予定期価格については、畜産経営の安定を旨として定めている。
- 七、飼料価格の安定については、從来から飼料需給安定法に基づき、政府が輸入飼料の一部を操作することにより対処してきたところであるが、昭和四十二年度においてはこの操作量等を一層拡充した。
- 八、特定事業に対する税制上の特例措置は、極めて強い国策的緊急性のある場合に限つて行なわれるものであつて、養豚業の現況からして、所得税および固定資産税の減・免税措置を講ずることは困難である。

農林漁業近代化の促進に関する請願（第一七五号）

同

- 一、(一) 農業構造改善事業の実施にあたつては、地域の実態に即した事業実施が図られるよう必要に応じて事業実施期間の延長あるいは事業完了後における補完事業の実施等その効果が確保できるよう措置しておあり、また、事業費についても、同一市町村において必要ある場合には、第二次第三次の事業が実施しうることとして事業の弾力的実施を図つている。
- (二) 農業構造改善事業の事業費については、対象地域の現状、所要資金量および地元負担力、執行体制等の現状からみてほぼ妥当なものと考えられ、また、この事業の基準、要領および事業の範囲については林業構造改善事業発足後間もないことでもあり、現在のことろ、これらを改める考えはないが、将来事業の推移等をまつてこれらにつき更に検討することとした。
- (三) 沿岸漁業構造改善事業は、地域の実情に即した事業実施ができるよう基準、要領等で措置しており、また事業費についても補助率の引き上げ等を行なうとともに、經營近代化事業については、事業が終了した地域について、事業効果を一層高めるために昭和四十二年度から補助金総額二十億円をもつて補足整備事業を実施している。
- (四) 山村振興事業としては、振興山村農林漁業特別開発事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道事業、同林道事業および市町村道路事業等があるが、これらの事業とその他の一般事業について現行制度を十分活用して山村振興事業が総合的かつ有効に推進さ

れるよう配慮しているほか振興山村における山村振興事業の採択基準については、離島振興事業とはほぼ同様に緩和されているが、なお、今後の推移を見まもりつつ事業が円滑に実施されるよう検討いたしたい。

二、

(一) 農業生産基盤整備の重要性にかんがみ、従来から補助率の引き上げ、採択基準の緩和等助成内容の充実には努力しております。

今後ともこれが充実に努めてまいりたい。

財政投融資枠の拡大についても、基盤整備関係予算の増額と並行してその拡大に努力してまいりたい。

(二)

林業の生産基盤のための林道事業および造林事業については昭和四十二年度予算において林道についての補助体系の整備、造林についての圃地造林事業の制度化等補助事業を拡充するとともに、農林漁業金融公庫による融資についてもその枠の拡大および貸付条件の改善を行なつたが、今後もこれらの拡充強化に努めてまいりたい。

(三)

漁業生産基盤の根幹である漁港の整備については、第三次漁港整備計画に基づく漁港修築事業をはじめとして改修、局部改良事業を実施し、その促進を図つてある。これらのことに対する国の補助率の引き上げについては、地元負担を軽減し整備の促進を図るために四年度に沿岸漁業構造改善事業を実施する都道府県における第一種または第二種漁港の修築、改修事業の補助率の引き上げを行なつたが、今後とも漁港整備を設けており、一応整備されているが、今後とも自立經營の育成および漁業の助長に資するよう努力してまいりたい。また、農山漁村における生活環境の整備および農林漁業者の

社会福祉については、從来から関係各省が相互に緊密な連絡を保ちつつ道路、上下水道、住宅その他の各種施設の整備および社会福祉に関する諸制度の充実を図るよう努力しているところであるが、今後ともさらに一層農山漁村における生活環境施設の整備および社会福祉制度の充実に努めてまいりたい。

後継者の育成については、農林漁業の近代化を推進し、農林漁業をみ力あるものにすることが基本であり、このため、これまで各般の施策を講じてきたところであるが、これとならんより直接的に農村青少年の資質の向上を図るための各種教育研修施設の整備や青少年活動の促進および農業後継者育成資金の拡充等の諸施策の一層の推進を図ることとしている。

四、

農林水産物の需給の調整と価格の安定を図り、流通加工の合理化を推進することは、農林漁業生産の選択的拡大のためにも、生産者の所得の安定的確保のためにも、また国民生活の安定のためにもきわめて重要である。このため、政府は、重要な農林産物につき、需要と生産の長期見通しをたて、これを参考して需要に見合つた農林業生産の振興を図るとともに、米麦、畜産物をはじめ重要な農林水産物について価格の安定と流通加工の合理化に努めている。今後とも、これらの施策の強化拡充に努め、需要に見合つた生産の増大と経営の安定等を図つてゆく所存である。

山村振興事業にかかる市町村負担の軽減措置に関する請願（第八八一號）

同

助成する方式を採用しているが、地元町村行政として実施する主旨に照らし、この際地元町村の自主性を尊重する建前で対処している。また、農業内外の諸情勢の変化に伴い地域農業の発展方向にかなりの相違が認められるので、行政施策を推進するにあたっては地方農政局の發足以来、きめ細かく各地域の実情をは握し、これを施策の実施に反映させるよう努めており、全国画一的な行政からの脱却を図っている。

なお、町村の所要財源の確保については、町村財政、地元負担等を考慮し、国の助成事業について地元町村の超過負担の是正、助成費の増大に努めてまいりたい。

農事放送施設に対する助成措置等
に関する請願（第六〇〇号）

同

農業協同組合の農事放送施設（有線放送電話施設）については、山村における農林業の生産、山村住民の生活環境の整備等に果す役割にかんがみ、振興山村農林漁業特別開発事業の補助の対象として取り上げており、その他農村地帯についても農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等の融通を行なっているが、今後とも地元の希望に応じ、農政上積極的に援助してまいりたいと考えている。

なお、制度の整備については、郵政審議会から郵政大臣に対し、有線放送電話の今後のあり方について答申があつたので、これを尊重して検討することいたしたい。

104

一、市町村道の現行補助率を引き上げること
は、現在考えられていない。
二、振興山村農林漁業特別開発事業は、山村の
実情を考慮し、生産基盤整備については、一
般の公共事業の採択基準以下のものを対象と
しており、また、経営近代化施設整備、環境
整備についても他の事業で補助の対象とされ
ていないもの、補助の対象とされていても低
い補助率のものを含めて対象としているなど
特別に有利な条件となつており、さらに補助

農業協同組合の共同利用施設「農事放送」に対する助成措置及び制度の整備に関する請願(二十一件)

同右に同じ

七・四一三八・四一三九・四一四〇号)
○六五号)
生活改良普及員の増員並びに離島への適正配置に関する請願（第一

〇六五号

果樹の寒害対策に関する請願（第

同

一〇五号

三、振興山村における農免農道整備事業の補助率については、一般市町村道整備事業との均衡等の理由から大幅な改訂は困難であり、また、農免林道整備事業による林道開設についても林道開設事業の性質からして他の林道との均衡等の理由から大幅な補助率の引き上げを行なうことは困難と考えるが今後なお検討いたしたい。

昭和四十三年六月三日 参議院会議録追録(その二)

二、(一) 被災農家の制度資金による既貸付金の償還期限の延長等条件緩和措置について
は、昭和四十二年五月二十二日付けて関係金融機関に対して通達をもつて依頼した。
(二) 自作農維持資金の貸付限度額について
は昭和三十九年八月に従来の三十万円を五十万円に引き上げたところであり、今次災害については特に著しい支障はないと考えられたので限度額の引き上げは行なわなかつた。また、貸付利率の引き下げについては自作農維持資金は、災害、相続、疾病、負傷等を対象とする農業者の農業經營維持のための資金であつて、利率等その貸付条件は、このような目的に照らして定められており、現在農林漁業金融公庫資金のうちでも農地等取得資金等特別なものと除いては最も有利な条件となつてゐるので、ほぼ妥当なものと考へられる。

三、これらの購入事業に対して助成措置を講ずることは、それが末端において零細補助となりやすいこと。天災融資法に基づく経営資金の活用の道が開かれていること等により困難である。とくに改植用苗木については、必ずしも品種系統の純正な優良苗木を購入しうる保証もなされていないので、むしろ優良苗木の普及を目的とする共同育苗事業を行なうこととし、昭和四十二年度において予備費六百九十五万二十円をもつて措置した。

四、果樹の気象灾害防止技術の確立は、果樹農業の安定化に極めて重要であるので、国の試験研究機関においては、かねてから、これら災害の機作を解明する等早期防止技術を確立するための試験研究を実施しており、また、耐寒、耐凍性品種の育成を行なつてゐる。
都道府県の試験研究については、国の試験研究との連携を図りつつ、果樹の凍害、寒害防止技術等の実用研究に対し、総合助成試験事業による助成を行なつてゐる。

プリ資源保護に関する請願（第二回）
○一号）

一、モジヤコ採捕は、各県の漁業調整規則により県知事が採捕の期間、数量等を定めて許可しており、採捕数量については、水産庁および関係県によるはまち種苗需給調整協議会により決定された数量の範囲内で規制している。規制については、関係府県において取締りを強化し、採捕数量を遵守するよう、政府としても指導を強化してまいりたい。

採捕規制の立法化については、モジヤコ採捕のプリ資源に対する影響、規制の方法等について究明すべき点が多いので今後慎重に検討いたしたい。

二、モジヤコの人口ふ化については国の補助のもとに県の水産試験場で実験が行なわれているが、いまだ成功に至つていないが今後とも人工ふ化の早期実現を目指して各種試験研究機関による研究の推進を強力にすすめてまいりたい。

三、はまち成魚の放流については、その効果を究明すべき問題もあり今後慎重に検討をすすめてまいりたい。

四、はまち養殖池の拡大については、プリ資源の動向、はまち養殖業の經營等を十分考慮しながら、今後慎重に検討いたしたい。

岩手県下の漁港局部改良事業推進等に関する請願（第六四五号）

同

漁港局部改良事業および漁港関連整備事業については、漁業情勢等に即応して漁業振興上

農業者年金制度の早期創設に関する請願(二件)（第三四四〇・三六二九号）

同

早急に整備を要するものについて、自然的地理的条件等を十分考慮しつつ事業の推進を図つてあるところである。今後も漁業構造改善事業等との関連を図り地域の特性をいかしつつ事業の促進を図つてまいりたい。

松くい虫防除対策費に関する請願（第五六号）

同

いわゆる農民年金の問題については、農業者の老後の生活や経営移譲の実態、農業者の意向、制度の仕組みなどにつき、具体的に調査検討しなければならない問題が多いので、内における検討と併行して、農業問題、年金保険等についての学識経験者を擁する農民年金研究会にも委託して鋭意調査研究を進めるとともに、欧洲で実施されている年金制度の実態をさらに調査するため、欧州に政府職員を派遣している。なお、政府においても、この問題に関連して国民年金制度の改善について検討を行なうこととしているので、今後は国民年金審議会と十分連けいを保ちつつ取りすすめたい所存である。

宮崎県における松くい虫のまん延の実情とその防除の重要性にかんがみ、四十一年度は、既定予算の重点的執行により対処するとともに、昭和四十二年二月に予備費使用を決定し、宮崎県に対しては、当初分二万六千五百立方メートルに予備費使用等による増額分一万七千六百立方メートルを追加して防除の徹底を図つたところである。

なお、昭和四十二年度においては、とくに松くい虫の防除経費につき前年比三十二%増の一億八千二百万円を決定したほか、立木（二種）駆除費および協力要請事務費等の措置新たに講じており、地域の実情に応じ適切な防除の促進を図るよう努めてまいりたい。

土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請願（四件）（第一四八九・二六五七・三四三一・三六九七号）

農林道事業の地元負担軽減に関する請願（第三四九号）

同

土地改良区の統合整備及び運営費に対する財政措置に関する請願（三件）（第三一三三・三一三四・三一四五号）

同

農林道整備事業は農林業の機械化の促進、農林業経営の合理化等の観点からきわめて重要なので農林道整備事業にかかる地元負担の適正化については今後とも地元負担の実態を見きわめつつ十分検討してまいりたい。

農林道整備事業は農林業の機械化の促進、農林業経営の合理化等の観点からきわめて重要なので農林道整備事業にかかる地元負担の適正化については今後とも地元負担の実態を見きわめつつ十分検討してまいりたい。

土地改良区の運営費について地方交付税制度を通じての財源措置を講ずることには、当該経費の性格からみて適当でないと考えられる。

三、土地改良施設の維持管理に必要な経費については従来県の管理する施設の一部につき補助を行なつておるところであるが、今後管理制度のあり方とも関連して助成の適正化につき検討をすすめることといたしたい。

土地改良区については、その事業の円滑な推進を図り、あわせて農民負担の軽減を図るために、土地改良区の行なう事業に対し国庫補助、低利融資等の措置を講じており、さらに事務運営費

についてまで助成措置を講ずることは困難である。

なお、土地改良区の運営経費について地方交付税制度を通じての財政措置を講ずることは、当該経費の性格からみて適正でないと考えられる。

消費者米価値上げ反対に関する請願
(第五件) (第四七八・四八〇・五一〇・五二一・六九八号)

同 同

消費者米価値上げ反対に関する請願
(第五四九号)
食糧自給政策確立に関する請願
(第四〇八八号)

同

右に同じ。

消費者米価値については、食糧管理の運営、物価や家計におよぼす影響などについて慎重に検討し、消費者の家計の安定を旨として、昭和四十二年十月一日から改定を行なつたところである。

消費者米価値上げ反対に関する請願
(第五四九号)

同 同

一、政府は、農業生産の選択的拡大を具体化するための施策の道しるべとし、また、個々の農業経営の参考となるようにするため、重要な農産物について、「農産物の需要と生産の長期見通し」をたて、公表することとしている。この需給見通しについては、すでに昭和三十七年五月作成公表したが、その後の農業および農政をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、現在この改定につき検討を加えている。政府としては、今後とも、国内生産による食料自給率をできるだけ高い水準に維持するため、生産対策を強化する考え方であり、これにより、米については自給が可能であると考えており、また畜産についても酪農振興、肉牛生産対策等の計画的推進を行ない、可能な限り生産の増大に努める考え方である。
二、農畜産物の価格安定と流通の合理化を図ることとは、農業生産の選択的拡大を推進するためにも、農家の所得の安定的確保のためにも、

豚肉の消費拡大及びかん詰加工利用に関する請願(二件) (第三四四一・三六三〇号)

同

飼料価格安定対策確立に関する請願
(第三二号)

同

さらには国民生活の安定のためにもきわめて重要である。
このため、政府は、米、麦、畜産物をはじめ農業生産の約七割を占める農畜産物について価格の安定を図る施策を講じている。また、流通の合理化に関しては、主要な農畜産物について、産地における集出荷施設の近代化、中央卸売市場の計画的な開設整備とその取引の改善合理化をすすめるほか、集配センターの実験的設置等を推進することとしている。今後とも、農畜産物の価格流通対策については、生産政策、構造政策との関連、需給の動向等を総合的に考慮して、価格安定制度の適切な運用を図るとともに、流通合理化のための施策の拡充強化に努めてまいりたい。

豚肉価格は、昭和四十二年七月に入り急速に回復し、同月下旬から八月にかけて安定上位価格を上回るに至つたので、目下畜産振興事業団の保管豚肉を放出し、価格の安定に努めている。
このような状況にあるが、今後とも価格の安定に資するよう、長期的観点にたつて豚肉消費の拡大に努めてまいりたい。

一、昭和四十一年十二月に、配合飼料の主原料であるとうもろこしの価格の上昇からその価格の値上げが問題となつたが、政府の指導もあつて値上げが行なわれないままに推移し、その後、とうもろこしの価格が軟化したので、現在では、その価格は安定的である。
二、飼料価格の安定については、従来から、飼料需給安定法に基づき、政府が輸入飼料の一部を操作することにより対処してきたところであるが、昭和四十二年度については、この操作量等を一層拡充した。

飼料価格上げ反対に関する請願
(第二件)

同

右に同じ。

三五〇号)

同

過去三回にわたり民間団体による中国地域の家畜衛生状況調査が行なわれたが、この調査報告をもとに家畜衛生関係者の意見を徴して最近における中國地域の家畜衛生状況について、技術的な検討を行なつた結果、戦前の状況から推測されていたよりも中國産食肉の悪性伝染病とくに口蹄疫に対する危険度は少ないと考えられたが安全であるといふ保障はえられなかつた。このため、中華人民共和国から次の不明な諸点について所要の資料の提供があつた後において、その資料にもとづいて食肉輸入の可否につき専門的な検討を行なうこととしている。

一、過去における口蹄疫の発生状況と実害

二、今まで行なわれた口蹄疫の撲滅方法の具体

三、口蹄疫ワクチンの性状、種類、製造方法、 使用目的等

四、口蹄疫の診断方法

法
する不明疾病の発生の有無

五、その後最近における不明疾病の発生の有無

六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十

官報(号外)

○・二九六一・二九六二・二九六
三・二九六四・二九六五・二九六
六・二九六七・二九六八・二九六
九・二九七〇・二九七一・二九七
二・二九七三・二九七四・二九七
五・二九七六・二九七七・二九七
八・二九七九・二九八〇・二九八
一・二九八二・二九八三・二九八
四・二九八五・二九八六・二九八
七・二九八八・二九八九・二九九
○・二九九一・二九九二・二九九
三・二九九四・二九九五・二九九
六・二九九七・二九九八・二九九
九・三〇〇〇・三〇〇一・三〇〇
二・三〇〇三・三〇〇四・三〇〇
五・三〇〇六・三〇〇七・三〇〇
八・三〇〇九・三〇一〇・三〇一
一・三〇一二・三〇一三・三〇一
四・三〇一五・三〇一六・三〇一
七・三〇一八・三〇一九・三〇一
○・三四三三・三四三四・三四三
五・三四三六号)

同

一、殺処分を行なう患畜はすでに病鶏であつて、個々にその価値を評価することが困難であることから、病鶏であることを考慮しないで評価を行ない、その額を病鶏の全価値とみなすこととしている。しかしながら、現行制度のもとでは効果的な初期防疫が徹底し難い面もあるので、衛生規制の全般にわたる再検討とあわせて、手当金の交付率についても検討することとした。

二、保険需要の実態が明らかでないこと、被害の量および質に関する資料に乏しいこと、新しい保険技術を必要とすること等、保険取り扱い上問題点が多くあるので、昭和四十一年度から三か年の計画で鶏共済の制度化の必要性について調査を実施中であり、その結果を

ニューカッスル病対策に関する請願
(第四〇〇号)

同

まつて検討することとしている。

三、昭和三十四年以降研究をすすめており、とくに昭和四十一年からは組織的な研究を促進しているが、四十二年三月以降実施してきた野外応用試験の結果等から判断して、現在の本病の流行に対処するため、とりあえずB一株ワクチンに限つて応用することとし、四十二年九月から一般使用を許可した。さらに効果的な生ワクチンの開発ならびに応用法等については継続して研究をすすめることとしている。

なお、国内製造体制についてもすでに施設の整備と試作を行なつており、とりあえず昭和四十二年末から月産約三千万羽分の国内製品が出まわつたところである。

四、輸出国における輸出のための衛生規制を明確厳重にするとともに、動物検疫所における輸入検査を的確に行なうよう措置している。

一、死毒ワクチンは適時適正に用いた場合、有效であることが実験的にも、野外においても確かめられている。野外の流行ウイルスに対する感染阻止能力の向上、免疫持続期間の延長などについて、民間研究機関の協力をえて一層の改善、改良に努めた。

二、生ワクチン、死毒ワクチンにはそれぞれ一長一短があり、それぞれその特色を活かした使い分けが必要と判断している。生ワクチンは省力的で、免疫獲得までの期間が短く、ヒナでの免疫賦与が期待でき、かつ、流行の圧迫にはきわめて有効であるので、流行時の緊急免疫、汚染地および発生の可能性が高い地域のヒナ、中雛等について用いるのが適当と考えられる。

三、動物検疫の充実強化については、その人員、施設等の整備について、かねてから努力している。検疫期間は現行の二週間の隔離観察でほとんどの急性伝染病についてのチエッ

クが可能であり、検疫期間の延長を行なつても潜在疾病（慢性病）の摘発度がさして向上することは期待できないので、輸出国の衛生規制に重点をおくこととし、現在のところ延長する必要はないと判断している。

四、国内自給化の促進に努めることはもちろんであるが、海外からの輸入については輸出国の衛生規制を明確にするとともに、検疫の的確な実施を図つている。

五、家畜衛生技術総合指導対策事業のほか、昭和四十二年度から着手した自衛防疫促進事業等により、衛生指導の徹底強化を図つている。

なお、食鳥処理場の衛生監視は鶏病の実態は握、伝染病の早期発見、あるいはまん延防止上にきわめて重要であると判断されるので、今後さらにその監視と指導を強化していくたい。

六、昭和四十二年度においては、家畜伝染病予防法の諸規定の効果的かつ的確な運用を図るとともに、自衛防疫促進事業、家畜衛生技術総合指導対策事業、家畜保健衛生所の整備、新技術実用化試験（ニュー・カッスル病生ワクチン）、各種鶏病の調査研究など所要の措置を講じてきたが、今後とも一層の充実を図つてしまいりたい。

七、ニューカッスル病生ワクチンについては、試験研究機関における試験につづいて、大規模の野外応用試験を行ない、野外でとくに問題となる事例は認められなかつたので、わが国のニューカッスル病流行的現況にかんがみ、その応用を行なうこととしたものであ

薬用にんじんの中華民国への輸出
再開に関する請願（二件）（第三四四二・三六三一号）

通商産業省

政府は中華民国政府が日本産薬用にんじんの輸入禁止実施以来数次にわたり外交機関を通じての交渉を行なうとともに、来日中華民国政府要人に対し輸入再開措置を速かに講ずるよう強く要請してき、また昭和四十二年六月日華貿易経済会議において、輸入再開を申し入れた結果

中華民国政府は、いま直ちに民間による貿易再開は難かしいが、暫定的措置として、中央信託局を通して民間貿易に近い方法により本年度および昭和四十三年度に十四万ドルの輸入を行なう旨の回答があり、これに基づき目下具体的取引等につき中華民国政府と折衝中である。したがつて近い将来薬用にんじんの中華民国向け輸出は再開される見通しである。

八、今後、応用試験施設の整備を図り、一層の研究の推進に努めたい。

八、被害を受けた養鶏農家等の既貸付金の償還猶予など貸付条件の緩和の措置および必要とする資金の円滑な貸付、衛生指導の強化等の措置を講ずるよう関係方面に依頼しているほか、鶏共済制度についても検討をすすめている。

電力料金の低減に関する請願（第二八八二号）

同

一、九州電力（株）の料金水準は、次のような地理的、経済的諸条件の制約によつて、他の電力会社の料金水準に比べて割高となつてゐる。

（一）地理的条件から有力な水力地点に恵まれていてない。

（二）電気の需要の伸びが他地域に比べて低く、新鋭設備の導入が他地域に比べて遅れているため、老朽火力発電設備のウエイトが高くなつてゐる。

（三）供給区域内における需要密度が低い

め、他地域に比べて送配電費の負担が大きくなっている。

(四) 離島が数多く点在し、その供給にはその収入に倍する経費を必要とする。

(五) 以上のはか、昭和二十六年から三十五年にかけて実施した周波数統一工事の繰延勘定の償却による経費負担がなお大きく、ま

た、石炭火力を主力としているため、この面からも経費負担が大きくなっている。

二、前記のような諸制約に対処しながら、今後さらに未点灯家屋の解消、共同受電等の一般供給への切替え、サービスレベルの向上、設備の近代化、さらには最近の異常渴水にかかるみその設備投資の再検討等をすすめてゆく必要がある。そのためには、さらに經營の合理化に努力を傾注し、原価上昇の抑制に努めることが当面の最大の課題であり、政府においてもその方向で指導しているところであるが、現在のところ原価の低減を見込みうる状況はない。したがつて、現段階において値下げを行なうことはできないと考える。

石炭政策に関する請願(七十三件)
(第五八四・五八五・五八六・五八七・五八八・五八九・五九〇・五九一・五九二・五九三・五九四・五九五・六〇八・六〇九・六一〇・六一一・六一二・六一三・六一四・六一五・六一六・六一七・六一八・六一九・六二〇・六二一・六二二・六二三・六四六・六四七・六四八・六四九・六五〇・六五一・六五二・六五三・六五四・六五五・六五六・六五七・六五八・六五九・六六〇・六六一・六六二・六六三・六六四・六六五・六六六・六六七・六六八・六六九・六七〇・六七一・六七二・六七三)

同

・六七四・七三三・七三四・七三
五・七三六・七三七・七三八・七三
九・七四〇・七四一・七四二・
七四三・七四四・七四五・七四六
・九七七・九七八)

は、十分留意してまいりたい。

三、政府は、昭和四十一年八月石炭鉱業審議会の長期安定対策に関する答申の趣旨を尊重して石炭対策を強力に推進する旨閣議決定を行なつたが、昭和四十二年度は安定対策実施の初年度として異常債務の肩代わり措置をはじめとして諸対策の実施に努めているところである。

なお、中小炭鉱については、安定補給金の交付をはじめ、越冬資金、年末資金について彈力的運用をはかること等中小炭鉱の經營の実態に即した特段の配慮を加えているところであり、今後とも諸施策の推進をはかつてまいりたい。

四、鉱害対策については、臨時石炭鉱害復旧法に基づき鉱害復旧事業を積極的に推進しておあり、昭和四十二年度においては七十七億円の復旧工事を行なつた。今後とも、民生の安定と国土の保全の観点から鉱害復旧を推進してまいりたい。さらに鉱害問題を総合的かつ計画的に処理するため、鉱害基金と鉱害復旧事業団との統合、鉱害紛争に関する裁定機関の設置等、鉱害対策を強化するよう努力する所存である。

なお、産炭地域振興対策については、昭和四十二年八月に改訂された産炭地域振興実施計画にもとづき、産業基盤整備の促進および中核企業等の企業誘致対策を施策の基幹として推進してまいりたい。

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願(十六件)(第一八八五・三二一・五・三二六・三三二八・三四一五・三六六〇・三六九二・三七九一・三八三八・三八九五・三九九一・一〇二・四一〇三・四一〇四・四一〇五号)

同

農業協同組合の事業にかかる員外利用によつて生ずる中小小売商との紛争については、小売商業調整特別措置法の適正な運用を図る等その紛争解決のため適切な措置をとつてまいりたいまた、農業協同組合の事業の員外利用については、農業協同組合法によつて一定の限度をこえてはならないこととされており、その限度をこえることのないよう十分指導してまいりたい。

二、引揚後、公社へ採用した者の採用給は、人事院の前身たる大蔵省給与局の承認をえて昭和二十三年以降通信省において実施した外地引揚者等の給与の特例に準じて、本人の学校卒業後、採用までの期間に応じて相応の昇給昇格、ベースアップによる切替え等を見込んだ決定した。

この取扱いは、公社における一般の中途採用者よりかなり厚遇していることはもとより

国家公務員における取扱いにくくても優遇した措置である。

以上のとく公社としてはすでに相応の優遇措置を講じており、また、これは本件の請願者ばかりでなく、多くの外地引揚者、復員者に適用したものであつて、これを更に高額とするよう措置する考へはない。

勤労者の通勤途上における交通事故に対する労災保険の適用に関する請願(第三五四号)

労働省

戦傷病者に対する公営住宅割当等

建設省

労働者災害補償保険の保険給付は、業務上の災害に対する使用者の補償責任を基礎とするものであるところ、通勤途上の災害は、通常の場合、使用者の支配管理下にない状態において生ずるものであるから、これを一般に業務上の災害として補償の対象とすることは困難であるが、通勤途上の災害の増加傾向にかんがみ、その実態のは握に努めるとともに、自動車損害賠償責任保険、健康保険、厚生年金保険等の他の諸制度、交通安全対策、救急医療対策等の諸施策との関連を考慮しつつ、総合的見地から、対策を検討してまいりたい。

一、身体障害者および戦傷病者で、その障害程度の重いものに対しても、身体障害者世帯の公営住宅優先入居実施要領を定め、昭和四十二年度から、公営住宅の優先入居の途をひらき、その福祉の向上に努めることとしている。

二、生鮮食品販売店の新設については、団地内に三百平方米の店舗(三~四店舗)を建設した

ところである。
右に同じ。

日本住宅公團神奈川県辻堂団地における店舗の新設に関する請願
(第一〇五一号)

東京都の都市計画街路補助一二八号線杉並区内の街路拡幅促進等に関する請願(第一〇六二号)

本路線は世田谷区新田谷地先から北上し、杉並区阿佐ヶ谷北五丁目に至る環状八号線と環状七号線に平行する延長九キロメートルにおよぶ路線である。

本路線の整備は、本地区の交通に関連する路線の整備状況を勘案して、今後五箇年計画の改訂等の機会に検討を加える予定である。目下は環状八号線の昭和四十六年度完成を目途に重点的に整備をすすめている。

東京都の特別都市計画街路補助一二三号線の街路拡幅促進等に関する請願(第四八一号)

同

東京外郭環状道路計画の再検討に関する請願(第一三三一八号)

同

東京外郭環状線は、東京都区部外縁をめぐる半径十五キロメートル、車線数四ないし六の環状高速道路を予定しており、今回、都市計画決定した区間は、東京都内の西側部で、おおむね東海自動車道とのインターチェンジから埼玉県境に至る延長十八キロメートルの区間である。本路線は、東京に出入する東海、中央、関越等の高速幹線自動車道と東京の放射幹線街路および都市高速道路とを結び、自動車交通の円滑な分散処理を図るために計画されたもので、その

東京外郭環状高速道路建設反対に
関する請願(十五件) (第三八八
七・三八八八・三八八九・四〇一
三・四〇一四・四〇一五・四〇一

同

駐車場整備事業促進に関する請願
(第三一五三二号)

同

路線位置は、利用交通量、東京の街路網の体系等からみて、東京都区部外縁をめぐる半径十五キロメートルの位置が最も適当と考えたものである。また、具体化に当たつては、学校、公園等に極力影響のないよう配慮する等土地の利用状況を考慮し、慎重に決定したものである。

自動車の走行から発生する排気ガス、騒音については、高速道路は、立体的構造なので、交差点の多い平面街路に比較すると減少する見込であり、また、将来自動車の構造の改善等により、その程度は低減すると考えている。

道路構造は、昭和五十五年に予想される約六万台／日の交通量を処理するために、中央部を設計速度百キロメートル／時の四ないし六車線の高速道路とし、両側に側道を計画しているが、事業実施の際は、最も安全で、走りやすく、かつ、公害が少なくなるよう設計について特別の配慮を払うこととした。また、学童等歩行者の安全については、歩行者横断施設等の交通安全施設を整備することにより、事故の防止を図りたい。

都市内交通の渋滞等の解決のため、今後とも、駐車場整備事業を積極的に推進する必要がある。

このため、一については今後検討するとともに、現在認められている四についてもできるだけ活用してまいりたい。また二については、現行法規の下で十分可能と考えられるので、請願の趣旨にそよよ指導してまいる所存である。

なお、三については、現在継続審議中の都市再開発法案の成立をまつて、同法の運用上十分配慮いたしたい。

一、都市計画決定に関する内閣の認可は、都市計画法および同法施行令臨時特例(昭和十八年勅令第九百四十一号)第二条第一項第一号の規定により必要としないので、東京外郭環

六・四〇一七・四〇四五・四〇四
六・四〇四七・四〇四八・四〇四
九・四一四六・四一四七号)

阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願(十五件) (第三一六八・一一七六・一一七七・一一七八・一一七九・一二一〇・一二一一・一二二八・一二四二・一二四六・一二六三・一四一六・一四二八・一四六八・一七五〇号)

同

大阪都市高速道路三号分岐線は、大阪都心と中央環状線を結ぶとともに、国道一号線の交通緩和を図るため、利用交通量、土地の利用状況等を考慮し、淀川左岸の水路沿いに決定されたもので、沿線の文教施設等におよぼす自動車の騒音等については、事業実施の際において、最も公害が少なくなるよう設計について特別の配慮を払うこととした。

当請願の地点は、東京都内湾の葛西海岸と呼ばれるところであるが、東京湾の埋立ては都市再開発の見地から重要である。しかしながら、都民のレクリエーションの場を保持することも必要があるので埋立計画の実施に際しては、これらのこと考慮する所存である。

岩手県内における集中豪雨対策に関する請願（第三七八八号）

24

官報(号外)

全国道路整備事業に関する請願
(第九七号)

同

- 一、北上川および広瀬川の改修については、これまでも事業の促進に努めてきたところであるが、災害発生の実情にかんがみ、今後も極力予算措置を講じ改修を促進するよう努める所存である。
- 二、河川法の適用を受けていない小河川については、必要に応じ河川法の適用にあつては十万円未満、市町村にかかるものにあつては十五万円未満、市町村にかかるものにあつては十万円未満の災害)についても、現在、一定規模以上の事業に対し全額起債が認められ、その元利償還金を交付税算定の対象として相当の措置をとつてある。新たに特別な補助対策を講ずることは困難である。
- 三、現在、一定規模以上の住宅灾害については、住宅金融公庫から災害復興のための建設等資金または補修等資金を貸付けている。

全国道路整備事業の拡充強化に関する請願（第九八号）

同

- 一、第五次道路整備五箇年計画の規模は、現在の道路整備と道路交通の実情にかんがみ、地方の財政事情等を勘案しつつ、昭和四十二年度から昭和四十六年度の五箇年間ににおいて必要とされる道路投資の総額六兆六千億円としたもので、これによりおむね今後五箇年間の交通需要の伸びに相応する道路投資をすめられるものと考えている。
- 二、第五次道路整備五箇年計画の事業の重点は、高速自動車国道の建設の推進、一般国道、地方道、都市内道路の整備促進、交通安全施設整備、踏切道立体化、雪寒道路事業等の拡充および閘門架橋、万博関連道路、本州四国連絡架橋等新規事業の着手等が挙げられるが、いずれにおいてもご趣旨を体して積極的な実施を図ることとしたい。
- 三、第五次五箇年計画の財政措置は、事業の内容の設定に基づいて財源の検討を行なうものであるが、この際、国と地方の財源の見込等から、費用負担、財源構成等について妥当なものとなるよう配慮することとしている。

明治二十九年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外 昭和四十三年六月三日

○ 第五十八回 参議院会議録追録(その三)

横断歩道橋設置のための予算大幅増額に関する請願(第三五三号)

同



件名	主たる管轄省	請願に対する処理要領
町村道の整備促進に関する請願 (第一七六号)	建設省	一、市町村道の整備については、昭和四十一年度から奥地、山村、離島等の特殊立法に基づくものに加えて住宅団地連絡道路等、国の施策に基づく諸事業に連関し、必要となる道路の整備に重点を置き、整備をすすめてきたが、新道路整備五箇年計画においてもこの方針を踏襲し、整備を図ることとしている。

二、町村道の整備を促進することは、国民生活の場の改善向上を図るうえで重要な課題であるが、その財源措置については、国および地方公共団体の財政事情を考慮すれば当分の間は、現行制度を変更することは妥当でない。しかし、町村道の一層の整備促進を図るために方策については、財源措置を含め、今後慎重に検討していきたい。

三、町村道の整備促進を図るため、その財源措置については、今後慎重に検討していきたい。

国鉄踏切道の立体交差化に伴う費用の負担等に関する請願(三件)
(第一四四九・一二四五〇・一二四五一号)

国鉄の線増線工事等に伴い緊急に既設の平面交差を除却する必要がある道路については、新道路整備五箇年計画においても極力立体交差化の促進を図りたい。

なお、これら立体交差に要する費用のうち、道路側の負担分については、国庫補助事業として採択し、地元等の負担が過重とならぬ措置を講ずることとしている。

国道一号線の改修促進に関する請願
(第一〇一七号)

同

建設業法改正に関する請願(二件)
(第四八一・一〇〇一号)

同

国道一号線の再改築事業については、最重点に考えて施工している。

鈴鹿峠についても現道の拡幅が可能な箇所は登坂車線の設置等を行なつてきましたが、地形が急峻なため技術的にも問題が多いので、抜本的な対策をたてるため昭和四十三年度新規に調査費を決定し検討することとなつていて。

一、適用除外となる軽微な工事の金額を引き上げることについては問題が多いが、今後、建設業法の改正に連関して中央建設業審議会で検討する予定である。

二、零細下請建設業者および建設労働者の保護育成を図るために、建設業法の改正によつて下請制度の改善を図る等の措置を講ずることについて、現在中央建設業審議会で検討している。

三、登録手数料の趣旨は、手続に要する費用の実費を徴収することにあるので、企業規模によつて差を設けることは困難である。

四、中央建設業審議会は、建設労働者の代表を

地方公務員の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願 (十七件)(第一八八六・三三三一七・三四五二・三四五三・三四五四・)	同	退職地方公務員の共済年金等の格差是正に関する請願(十四件) (第三二三・三二四・三一五・三一六・三一七・三一八・三一九・三七八・三七九・三八〇・三八一・六七五・六七六・六七七号)	同
戦傷病者に対する地方税の減免等に関する請願(第一四五二号)	同	戦傷病者に対する地方税の減免等に関する請願(第一四五二号)	同
財源措置を行なつた。		退職の時期が異なることにより退職料等または退職年金等の年額に格差が生じている場合には、この格差を是正するため、恩給の年額改定に準じ年額改定を行なつてあるところであるが、この問題は年金のスライド制の実施と関連し、なかなか困難な問題であるので、今後とも検討してまいりたい。	
一、戦傷病者に対する個人の住民税については、昭和四十二年度の税制改正により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で前年の退職所得以外の所得が年二十万円以下のものについて非課税とするほか、昭和四十三年度からは従来の税額控除に代えて年五万円の所得控除を認めたこととされた。このように、戦傷病者に対しては、常に税制上特別の措置がなされているところであり、今後とも戦傷病者を含めた身体障害者について物価水準の動向、一般納税者との均衡等を考慮しつつ、可能な限り税制上の配慮を加えてまいりたい。		一、戦傷病者に対する個人の住民税については、昭和四十二年度の税制改正により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で前年の退職所得以外の所得が年二十万円以下のものについて非課税とするほか、昭和四十三年度からは従来の税額控除に代えて年五万円の所得控除を認めたこととされた。このように、戦傷病者に対しては、常に税制上特別の措置がなされているところであり、今後とも戦傷病者を含めた身体障害者について物価水準の動向、一般納税者との均衡等を考慮しつつ、可能な限り税制上の配慮を加えてまいりたい。	
二、自動車税または軽自動車税の減免は、一般の身体障害者、および戦傷病者のうち下肢又は体幹不自由のため歩行が著しく困難であり、自動車等を自ら使用せざるを得ない者について認められているのであり、単に戦傷病者手帳の交付を受けているということのみをもつて一律に減免措置を講ずることは適当でない。		二、自動車税または軽自動車税の減免は、一般の身体障害者、および戦傷病者のうち下肢又は体幹不自由のため歩行が著しく困難であり、自動車等を自ら使用せざるを得ない者について認められているのであり、単に戦傷病者手帳の交付を受けているということのみをもつて一律に減免措置を講ずることは適当でない。	
三、固定資産税の性格上、戦傷病者に対してのみ特別の軽減措置を講ずることは適當ではないと考える。		三、固定資産税の性格上、戦傷病者に対してのみ特別の軽減措置を講ずることは適當ではないと考える。	
都道府県議会議員選挙の公営に関する請願(第八八五号)	同	選挙制度の公営に関する請願(第四四号)	三四四五・三四五六・三四五七・三四五八・三四五九・三四六〇・三四六一・三四六二・三四六三・三四五六・三四五二・三四五三・三四五四・
町村財源の強化による財政確立に関する請願(第一七七号)	同	地方議会議員選挙に公営ボスター掲示場制度の採用に関する請願(二件)(第五四六・六二一号)	号)
一、地方交付税の配分にあたつては、従前から後進市町村に対する傾斜配分に意を用いてきたところであるが、今後とも引き続き努力してまいりたい。	右に同じく。	本件については、現在選挙制度審議会において審議願つてゐるところであり、その結論をまとめて措置したい。	広く論議され、検討を加えられたうえでその方法が決定されるべき性質のものであると考えられるので、各種年金制度を所管する関係各省庁との連絡を緊密にするとともに地方公務員共済組合審議会および社会保険制度審議会における答申を尊重しながら、その具体的方策について検討をすすめてまいりたい。

願(二件)(第一四五二・一四五三)
・三三三七一號

いては、ひろく国、地方を通ずる事務と財源の適正な配分のあり方の問題の一つとして、国と地方の財政状況、個々の住民の税負担に与える影響等も含めて、今後慎重に検討したい。

二、法人の均等割については、昭和四十二年の地方税法の改正によつて税率の調整を行なつたところである。個人均等割の税率の引き上げについては、低所得者に対する影響をも考慮しなくてはならないので、目下所得割の課税最低限のあり方との関連において検討を加えているところである。

三、消防施設の整備を図るため、消防に要する費用の財源の充実を図る必要があると認められるが、その負担を火災保険企業にのみ求めることとすることについては、税制上検討しなければならない問題があるので、なお今後慎重に検討いたしたい。

四、市町村に対して道路目的財源を付与する必要性も勘案して、昭和四十三年度の地方税法改正(昭和四十三年法律第四号)により都道府県税として自動車取得税を創設し、その収入額(微税費相当額分を除く。)の七割を市町村に交付することとしているところである。

五、個人の道府県民税の徴収取扱費は、その総額としては、市町村の徴税費を保証していると考えているが、その交付額の算定方法等をも含めて今後慎重に検討いたしたい。

第五十六回国会参議院において採択された請願の処理経過

第五十六回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれの請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを開議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。右の処理要領を録すれば、別紙のとおりである。

記

第五十六回国会

内閣受理件数

一三三件

処理案決定件数

二三三件

第五十六回国会参議院において採択された請願の処理経過

第五十六回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれの請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを開議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。右の処理要領を録すれば、別紙のとおりである。

記

第五十六回国会

内閣受理件数

一三三件

処理案決定件数

二三三件

件名	件	主管庁	請願に対する処理要領
旧軍人の恩給に関する請願(三十 六件)(第三・一九・二〇・二四・ 三八・三九・四〇・四一・四二・ 四三・一二一・一一一・一二八・ 一二九・一三〇・一三一・一三三・ 一二八・二一九・二二〇・二二一・ 一二二・三〇〇・三〇一・三〇二・ 一二五・三一六・三三五・三三六・ 一二七・三三八・六一五・六一八・ 六四一・六四二・六四四号)	旧軍人の恩給に関する請願(三十 六件)(第三・一九・二〇・二四・ 三八・三九・四〇・四一・四二・ 四三・一二一・一一一・一二八・ 一二九・一三〇・一三一・一三三・ 一二八・二一九・二二〇・二二一・ 一二二・三〇〇・三〇一・三〇二・ 一二五・三一六・三三五・三三六・ 一二七・三三八・六一五・六一八・ 六四一・六四二・六四四号)	總理府	一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)により、昭和四十二年十月から年金額の改定措置を行なつたが、将来の恩給年額の増額については、恩給法第二条ノ二の規定の主旨にのつとり、慎重に検討することといたしたい。 二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止し、ただ、既得権ないし既得の地位を尊重するという限度で恩給法等の一部を改正することとされ、それが、恩給金額の面にまで反映せしめることは、諸般の事情から適當でないとされているのであるから、これを請願のようには措置することは、慎重な検討を要する問題であると考へる。
三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により旧軍人恩給再出発当時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廃止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正しており、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考へる。	三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により旧軍人恩給再出発当時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廃止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正しており、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考へる。	總理府	一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)により、昭和四十二年十月から年金額の改定措置を行なつたが、将来の恩給年額の増額については、恩給法第二条ノ二の規定の主旨にのつとり、慎重に検討することといたしたい。 二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止し、ただ、既得権ないし既得の地位を尊重するとい
四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ、請願のようには措置することについては、慎重に検討すべきものと考へる。	四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ、請願のようには措置することについては、慎重に検討すべきものと考へる。	總理府	一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)により、昭和四十二年十月から年金額の改定措置を行なつたが、将来の恩給年額の増額については、恩給法第二条ノ二の規定の主旨にのつとり、慎重に検討することといたしたい。 二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止し、ただ、既得権ないし既得の地位を尊重するとい
五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後において変更するような措置をとることについては、慎重に検討すべきものと考へる。	五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後において変更するような措置をとることについては、慎重に	總理府	一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)により、昭和四十二年十月から年金額の改定措置を行なつたが、将来の恩給年額の増額については、恩給法第二条ノ二の規定の主旨にのつとり、慎重に検討することといたしたい。 二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止し、ただ、既得権ないし既得の地位を尊重するとい
六、いわゆる職務加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものであり、旧軍人につ	六、いわゆる職務加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものであり、旧軍人につ	總理府	一、恩給年額の増額については、さきに公布された恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)により、昭和四十二年十月から年金額の改定措置を行なつたが、将来の恩給年額の増額については、恩給法第二条ノ二の規定の主旨にのつとり、慎重に検討することといたしたい。 二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止し、ただ、既得権ないし既得の地位を尊重するとい

いっては、これらの勤務に関する資料の実情からみて加算の認否に困難を來すという理由から除外しているものであるので、これを請願のように措置することについては、慎重な検討を要するものと考える。

七、終戦後における南西諸島等について

る抑留加算をつけるかどうかについては、慎重に検討いたしたい。

八、戦犯拘禁期間は、現実に恩給公務員として勤務していた期間ではないから、すべての拘禁期間を無条件に恩給公務員期間に算入することについては慎重な検討を要するものと考える。

九、未帰還公務員にかかる普通恩給について本邦帰還前に退職を擬制したのは、夫帰還中であつても当該公務員の留守家族に特例として普通恩給を支給するための措置であるので、これを現在に至つて再計算することについては、慎重に検討すべきであると考える。

十、公的資料のない者に対する履歴は、これを証明した戦友等の履歴が公的に立証され、その証明の内容において被証明者の所属部隊の編成、行動等が公的資料と合致し、かつ、被証明者の官等級が廃止前の兵役に関する諸法令等と矛盾がなく、該証明書が公的資料と同等視しうる場合は、この証明書によつて認定することとしたいたしたい。

旧軍人等に対する恩給及び扶助料
の早期適正化に関する請願 (第六
一四号)

同

う限度で恩給権取得の要件としてのみこれを認め、それが、恩給金額の面にまで反映せることとは、諸般の事情から適当でないとされているのであるから、これを請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考える。

三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により旧軍人恩給再出発當時引き下された仮定俸給を軍人恩給廃止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正をしており、これをさらに請願のように措置することには、慎重な検討を要する問題であると考へる。

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に老慮することとした建前にかんがみ、請願のように措置することについては、慎重に検討すべきものと考える。

五、福祉年金については、元来他のいづれの制度からも年金を受けられない者を対象として創設されたものであり、現在公的年金との併給を一部認めていることは、公的年金の給付水準が不十分である現段階においての経過的措置であるので、個々の制度との関連において慎重に検討すべき問題であると考える。

六、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず、同

二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止し、たゞ、既得権ないし既得の地位を尊重するとい

一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後において変更するような措置をとることについては、慎重に検討すべきものと考える。

七、いわゆる職務加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものであり、旧軍人については、これらの勤務に関する資料の実情からみて加算の認否に困難を來すという理由から除外しているものであるので、これを請願のように措置することについては、慎重な検討を要するものと考える。

八、終戦後における南西諸島等についていわゆる抑留加算をつけるかどうかについては、慎重に検討いたしたい。

九、戦犯拘禁期間は、現実に恩給公務員として勤務していた期間ではないから、すべての拘禁期間を無条件に恩給公務員期間に算入することについては、慎重な検討を要するものと考へる。

十、未帰還公務員にかかる普通恩給について本邦帰還前に退職を擬制したのは、未帰還中であつても当該公務員の留守家族に特例として普通恩給を支給するための措置であるので、これを現在に至つて再計算することについては、慎重に検討すべきであると考える。

十一、旧軍人恩給の裁定および職權改定事務の処理にあたつては、現在政府において関係省庁相互の緊密な連絡のもとに、人員予算等可

沖縄の祖国日本復帰に関する請願
(第二二三二号)

外務省

能な最大限をあげ、すみやかに処理するよう銳意努力している。

沖縄が今日なお外国の施政下におかれているという現状は不自然であり、政府はこれまであらゆる機会をとらえて沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう米側に求めて来た。また、同時に政府は沖縄住民の民生福祉の向上、本土との格差是正、一体化促進に努力し、わが国との絶えず米国政府と協議を行ない、改善のための努力を行なつて来ている。

政府は今後ともわが国を含む極東の安全保障の問題をも念頭におきながら、沖縄問題の根本的解決策について広範かつ総合的な見地から検討するとともに、あらゆる機会をとらえて米国政府との間に不斷の協議を行ない、沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう一層の努力を払つていく方針である。

一、寮母については、学校の職制のあり方の一環として現在検討中である。

また、任用資格を定めるかどうかについても検討したい。

二、出産に際しての補助職員の確保については、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律により措置している

公立特殊教育諸学校の寄宿舎教育
充実に關する請願(三件) (第一二
七・二二六・五七二号)

文部省

ところである。

三、高等部については、さきに公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正を行ない定数を定めたところであり、小学部、中学部については、すでに義務教育にかかる標準法において寮母の定数が定められている。今後の寮母の定数の改善については実態を考慮して検討したい。

四、寮母の給与については、高等学校給与表を適用し、さらに俸給の調整額を支給しているところである。今後は任用資格とあわせて俸給の格付けについて検討したい。

五、舍監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理にあたるものであり、管理職とすることが妥当である。

六、寄宿舎の事務については、学校事務の一環として扱うのが妥当であると考える。用務員、炊事員については地方交付税において財源措置を講じている。

看護婦、警備員、栄養士、汽鑑員の配置については今後検討したい。

旅館業及び風俗営業等の規制に関する請願(第一二二号)

厚生省

一、住宅地域に設置されるつれこみ旅館など旅館業に関する風紀上の問題については、公衆衛生上の規制を中心とする旅館業法上の手段にとどまらず、風俗関係取締法規あるいは土地利用に関する規制法規その他による対策を含めて今後多角的に検討してまいりたい。

ソ連長期抑留者処遇に関する請願
(六件)(第七八・一二三・一一六・三一・三四四・五四一号)

同

ソ連に抑留されていた間に死没し、または傷病にかかった者等に関しては、その者の身分に応じて恩給法および戦傷病者戦没者遺族等援護法等により、国家補償の精神に基づき、必要な援護措置がとられているところであるが、長期抑留という事実に対して特別の補償を行なうこととは、現在のところ考えていない。

ハンセン氏病患者が国の強制隔離政策により受けた損失の補償等に関する請願(第三〇八号)

同

一、旧ライ予防法に基づいて適法になされたものであるので、当該収容隔離による損失補償は困難である。

二、(1) 現在においても、技能修得資金および生業資金について一人当たり三万円を限度として支給している。その増額については、

一、風俗営業の許可については、風俗営業等取締法に基づき各都道府県とも人、場所、構造設備等について条例で一定の基準を定めており、これら許可基準に合うかどうか十分調査をした上で処理しているところであるが、今後とも請願の線に沿つて遺憾のないようにいたしたい。また、風俗営業に対しては、善良の風俗を害する行為を防止するため、風俗営業等取締法、売春防止法、児童福祉法その他の関係法令を活用して取締りを実施しているが、今後一層、これが取締りを強化し、青少年の不良化および犯罪の防止の徹底を図るよういたしたい。

バーテンダー国家試験制度実施に関する請願（二件）（第三二一〇・三二一號）

バーテンダー国家試験制度実施に関する請願（二件）（第三二一〇・三二一號）

同

同

同

現行の生活保護制度との関連をも考慮して検討いたしたい。

(2) 最近におけるらい医学の進歩に伴い軽快退所者も増えつつあるので、その再発の予防措置については、十分検討いたしたい。

公衆衛生向上等の見地からみて、バーテンダーに関する免許制度を設け国家試験を行なう必要性があるかどうかについて十分検討いたしたい。

衛生検査技師法の施行後十年を経過し、衛生検査技師の教育内容も改善されているが、請願の事項については、関係者の意見を聞いて慎重に検討を進めることといたしたい。

国立療養所栗生栄泉園（群馬県草津町）入所患者の医療及び待遇改善に関する請願（第三二一號）

一、国立らい療養所の職員の確保、特に医師の充足については医学専門領域におけるらい疾患の特殊性と、らい療養所の立地条件等の諸要素を反映して、近時一般的に医師の確保が困難な事情にあることは否めないとところとなつてゐる。したがつて、これらについては今後ともその確保に努力を重ねることは勿論であるが、特に国立療養所全体の組織を通じ相互に医師の派遣診療を行ない、また大学および他の医療機関からの専門医の派遣等の施策により診療技術の援助体制についても更に強力に推進してまいりたい。

三、国民年金制度は保険料を拠出して、年金給付を受けることを建前としており、そのため

不自由者の付添介助については、その必要性にかんがみ、昭和三十五年度より五ヵ年計画をもつて昭和三十九年度までに二五〇人の職員の増員を図り、職員による付添の介助に切替えを行なってきた。しかしながら、付添をする患者の増加等により未だ切替えできぬものについて第二次計画として昭和四十二年度までに二八五人の定員化を図り、昭和四十三年度において第二次計画を完了すべく計画しているところである。

なお、入所者の老年化による成人病対策および不自由者の増加による理学療法の強化等についても今後とも努力してまいりたい。

二、国立らい療養所は医療施設としての立場から他の医療機関と同様、医療並びに療養生活上必要な措置を講じているが、他の疾病と異なる特殊な事情もあり、療養所内において社会生活を営む面、特に福祉面をも考慮して、現在患者慰安金等他の医療機関にはみられない特殊な経費を計上してその処遇を図つてゐるところであるが、近時諸物価の上昇と一般社会生活面の向上に伴つて、これら患者の生活処遇の改善を図ることは必要と考へられるので、関係経費についてそれぞれ社会事情に見合つた引き上げを行なう等その改善に努力いたしたい。

一定の受給要件を設けているのであり、この要件に該当しない限り、拠出制障害年金は支給されないのである。また福祉年金はその財源を全額国庫に依存しているので、国の財政事情とも関連があるが、今後とも引き上げに努めてまいりたい。

盲人については、現在最高度の障害として取り扱つており(一級)、現行等級制度の上に更に特別の等級を設けることは困難であると考えられる。また、年金額の改定については、今後とも努めてまいりたい。

沖縄関係については昭和四十一年の法改正により解決を図つたところである。

なお、外国人については、年金制度が長期間保険料を拠出することを建前としているので年金制度になじまないものである。

四、国立らい療養所における患者作業については、その歴史的沿革において、相互援助の精神とらしい患者の療養生活上の特殊性により、所内における軽易な作業については軽症患者の作業に依存する建前をとり今日に至つているものであつて、これら作業に従事した患者に対してはその他の患者との処遇の均衡を図る見地から、国はこれに作業賞与金として作業内容に応じ一定額を支給しているものである。この措置は入所者作業という特殊な性質のものであつて、現状において直ちに、一般社会での労働に対する報酬と同列に解するこ

社会福祉事業法等の改正に関する
請願(第一〇号)

同

各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願(三十七件)第四・二二・二二・二三・三二・三三・三四・三五・三六・三七・一一四・一二五・一三三・一三四・一三五・一三六・一三七・一一四・一一五・一一六・一一七・三〇三・三〇四・三〇五・三〇六・三一三・三一四・三三九・三四〇・三四一・三四二・三四三・六一六・六一七・六三八・

とは困難であるが、作業制度については今後更に検討するとともに、その額については一般社会情勢も勘案して逐次改善の方向に努力いたしたい。

五、最近におけるらい医学の進歩に伴い、軽快退所者も増えつつあるので、その再発、再燃の予防措置については十分検討いたしたい。

なお、退所者に関する諸経費の増額については、現行の生活保護制度との関連を考慮し検討いたしたい。

六、旧ライ予防法に基づいて適法になされたものであるので、当該取容隔離による損失補償は困難である。

社会福祉事業法は、戦傷病者手帳を有する者についてもそれぞれの制度の趣旨、目的にしたがつて適用がなされているところである。

他の公的年金を受けている場合の福祉年金との併給は、制度発足当時他の公的年金が非常に低額であつたことによる暫定措置であり、福祉年金は本来他の制度の低額なところを補うといふ性質のものではない。各種の公的年金がそれぞれの制度で年金額の引き上げ等制度の充実改善を図つていくことが必要であると思われる。

六三九・六四〇(号)

東北縦貫自動車道建設に伴う関連
土地改良事業施行に関する請願
(第九号)

農林省

東北縦貫自動車道をはじめ高速自動車国道が
通過する沿道農村においては、事業主体である
日本道路公団の負担で実施する補償工事のほ
か、これら農村の再開発を図る等のため、別枠
予算を計上し、高速国道関連土地改良事業とし
て農業基盤の整備を行なつてあるが、補償工事
とは区別されるその性格上、これを全額国庫負
担とする等一般土地改良事業より高い補助率を
適用することは困難である。

鳥類等保護のため千葉県新浜地区

同

鳥類等保護のため千葉県新浜地区
の現状保存に関する請願 (二十六
件) 第五八七・五八八・五八九・
五九〇・五九一・五九二・五九三・
五九四・五九五・五九六・五九七・
五九八・五九九・六〇〇・六〇一・
六〇二・六〇三・六〇四・六〇五・
六〇六・六〇七・六〇八・六〇九・
六一〇・六一一・六一二号)

畜産振興策に関する請願 (第二
二四号)

同

千葉県市川市新浜地区は、鳥類保護のため從
来から銃獵禁止区域に指定して鳥類の保護にあ
たつてきた。しかし、最近における東京湾沿岸
地帯の開発の進展に伴い、同地区においても埋
立地等の現状変更が計画されているので、地域
開発と鳥類保護との調整については、慎重に取
り扱うよう関係機関に対して協力を要請してき
たが、なお今後ともこれらの機関と十分連絡を
とり対処してまいりたい。

一、(一) 昭和四十一年十二月に、配合飼料価格
の値上げが問題となつたが、政府の指導も
あつて値上げは行なわれなかつた。また、
飼料価格の安定については、従来から、飼
料需給安定法に基づき、政府が輸入飼料の
一部を操作することにより対処してきたと

ころであるが、昭和四十二年度において
は、この操作を一層拡充した。

(二) 畜産物の価格安定等に関する法律に基づ
く現行の豚肉価格の安定制度については、
豚の生産構造の変化を慎重に見守りつつ、
今後必要に応じてその改善につき検討する
こととした。

(三) と畜場法に規定すると畜場のうち、一定
規模以上のものについて、配置状況等を勘
案して、県が建設するものについても許可
することとしている。

(四) 家畜のふん尿処理については、土地還元

を促進することが基本であるが、部分的に
は家畜ふん尿の土地還元ができず悪臭、水
質汚染等の原因となつてゐる事例があるの
で、現在試験研究機関において処理利用技
術の開発のための試験研究を実施してお
り、さらにこの試験研究により技術的見通
しのついた処理施設につきその実用化の推
進策について目下検討中である。

二、(一) 第五十五回国会において加工原料乳生
産者補給金等暫定措置法の一部が改正さ
れ、乳製品輸入差益を財源として畜産振興
事業團による酪農振興特別助成事業を実施
することとした。

(二) 活用手続の簡素化についてはその方向で
すすめてまいりたい。また選定基準につい
ては新たな技術の導入に対応して検討して

まいりたい。

(一) 豚肉および鶏卵については、畜産振興

事業団を通じて消費宣伝を行なつたほか食肉販売業者の団体に対し豚肉消費増進活動を指導する等その消費拡大に努めてきており、今後とも畜産振興と国民食生活の改善に資するよう需給の動向に即応しつつ長期的観点にたつて消費の拡大を図つてしまいたい。

(二) 乳製品については、昭和二十七年四月にバター、無糖練乳、加糖練乳、脱脂加糖練乳、全粉乳、加糖粉乳および脱脂粉乳につき日本農林規格(JAS)を制定し、その普及に努めてきたが、業界のJAS受検に対する意見の一致をみないまま今日に至つている。政府としては、今後とも規格の整備を図ることとも業界を指導し、その普及に努めることとしたい。

食肉加工品については、昭和三十七年三月にベーコン、ハム、プレスハム、ソーセージ、混合プレスハムおよび混合ソーセージにつきJASを制定し、その普及に努めており、昭和四十二年六月一日から、JASにおいて、使用原料肉名を明記すること、また原料肉が二種類以上にわたるときは配含量の多いものから順に原料肉名を明記すること、さらに製造年月日については略号を廃して標示の明確化を図ることとし品質

中国産食肉輸入禁止解除に関する
請願(二百九十三件)(第二十九・

四四・四五・四六・四七・四八・
四九・五〇・五一・五二・五三・
五四・五五・五六・五七・五八・

五九・六〇・六一・六二・六三・
六四・六五・六六・六七・六八・
六九・七〇・七一・七二・七三・

七四・七九・八〇・八一・八二・
八三・八四・八五・八六・八七・
八八・八九・九〇・九一・九二・

九三・九四・九五・九六・九七・
九八・九九・一〇〇・一〇一・
一〇二・一〇三・一〇四・一〇五・
一〇六・一〇七・一〇八・一〇九・

一一〇・一一一・一一二・一一三・
一一四・一一五・一一六・一一七・
一一八・一一九・一二〇・一二九・

一四〇・一四一・一四二・一四三・
一四四・一四五・一四五・一四七・
一四八・一四九・一五〇・一五一・
一五二・一五三・一五四・一五五・
一五六・一五七・一五八・一五九・
一六〇・一六一・一六二・一六三・
一六四・一六五・一六六・一六七・

同

と表示の両面から消費者が安心して購入できるような措置を講じている。

過去三回にわたり民間団体による中国地域の家畜衛生状況調査が行なわれたが、この調査報告をもとに家畜衛生関係者の意見を徴して最近における中国地域の家畜衛生状況について、技術的な検討を行なつた結果、戦前の状況から推測されていたよりも中国産食肉の悪性伝染病とくに口蹄疫に対する危険度は少ないと考えられたが安全であるという保障はえられなかつた。このため、中華人民共和国から次の不明な諸点について所要の資料の提供があつた後において、その資料にもとづいて食肉輸入の可否につき専門的な検討を行なうこととしている。

一 過去における口蹄疫の発生状況と実害

二 今まで行なわれた口蹄疫の発生状況と実害

害

三 口蹄疫ワクチンの性状、種類、製造方

法、使用目的等

四 口蹄疫の診断方法

五 その後最近における不明疾病の発生の有

無

一六八・一六九・一七〇・一七一
 一七二・一七三・一七四・一七五
 一七六・一七七・一七八・一七九
 一八〇・一八一・一八二・一八三
 一八四・一八五・一八六・一八七
 一八八・一八九・一九〇・一九一
 一九二・一九三・一九四・一九五
 一九六・一九七・一九八・一九九
 一〇〇・一〇一・一〇二・一〇三
 一〇四・一〇五・一〇六・一〇七
 一〇八・一〇九・一一〇・一一一
 一一七・一二八・二二九・二三〇
 一二一・一二三・一二三・一二四
 一二五・一二六・一二七・一二八
 一二九・一二〇・一二四・一二四
 一二三・一二四・一二五・一二六
 一二七・一二八・一二九・一二五〇
 二五一・一二五二・一二五三・一二五四
 二五五・一二五六・一二五七・一二五八
 二五九・一二六〇・一二六一・一二六二
 一二六三・一二六四・一二六五・一二六六
 一二六七・一二六八・一二六九・一二七〇
 一二七一・一二七二・一二七三・一二七四
 一二七五・一二七六・一二七七・一二七八
 一二七九・一二八〇・一二八一・一二八二
 一二八三・一二八四・一二八五・一二八六
 一二八七・一二八八・一二八九・一二九〇
 一二九一・一二九二・一二九三・一二九四

二九五・二九六・二九七・二九八
 二九九・三五三・三五四・三五五
 三五六・三五七・三五八・三五九
 三六〇・三六一・三六二・三六三
 三六四・三六五・三六六・三六七
 三六八・三六九・三七〇・三七一
 三七二・三七三・三七四・三七五
 三七六・三七七・三七八・三七九
 三八〇・三八一・三八二・三八三
 三八四・三八五・三八六・三八七
 三八八・三八九・三九〇・三九一
 三九一・三九三・三九四・三九五
 三九六・三九七・三九八・三九九
 四〇〇・四〇一・四〇二・四〇三
 四〇四・四〇五・四〇六・四〇七
 四〇八・四〇九・四一〇・四一
 四一二・四一三・四一四・四一五
 四一六・四一七・四一八・四一九
 四二〇・四二一・四二二・四二三
 四二四・四二五号)

薬用にんじんの輸出促進に関する
請願(第七号)

通商産業省

政府は、中華民国政府が日本産薬用にんじんの輸入禁止実施以来、数次にわたり外交機関を通じての交渉を行なうとともに、在日中華民国政府要人に対し輸入再開措置を速かに講ずるよう強く要請してき、また、昭和四十二年六月日華貿易経済会議において輸入再開を申し入れた結果、中華民国政府は、いま直ちに民間による

事の進捗状況等を勘案の上、今後検討したい。

貿易再開は難しいが、暫定的措置として、中央信託局を通じ民間貿易に近い方法により本年度および昭和四十三年度に十四万ドルの輸入を行なう旨の回答があり、これに基づき具体的取引等につき目下中華民国政府と折衝中である。

したがつて近い将来、薬用にんじんの中華民国向け輸出は再開される見通しである。

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願(七件)
(第二七・二八・二一一・三〇九・六一九・六三七・六四五号)

同

農業協同組合の事業にかかる員外利用によつて生ずる中小小売商との紛争については、小売商業調整特別措置法の適正な運用を図る等その紛争解決のため適切な措置をとつてまいりたい。また、農業協同組合の事業の員外利用については、農業協同組合法によつて一定の限度をこえてはならないこととされており、その限度をこえることのないよう十分指導してまいりたい。

なお、第五十八回国会に提出されている農業協同組合法の一部を改正する法律案には、中小商業者に直接影響をおよぼす規定は含まれていない。

国鉄東北新幹線建設に関する請願
(第八号)

運輸省

東北地方の輸送力増強については、第三次長期計画にもとづき、現在、東北本線、常磐線、羽越本線、奥羽本線等の複線電化工事をそれぞれ実施中であり、工事進捗に伴い輸送力不足は漸次緩和される見込である。

東北新幹線については、これら輸送力増強工

長野県下に農業気象観測所の早期設置に関する請願(第一三八号)

同

農業気象観測所を設置して農業気象業務を整備することの必要性は政府も十分承知している。

政府は、気象審議会からの農業気象業務の整備についての答申の線にそつて、昭和三十四年度から北海道十一支庁、東北六県、中国地方および九州の、各二部地域について整備をすすめてきた。長野県についても、本業務をできるだけ早い時期に展開することを検討努力したいと考えている。

三公社に勤務する中途採用者(ソ連長期抑留者)の給与のは是正等に関する請願(第一一号)

郵政省

一、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)は、旧国家公務員共済組合制度と恩給制度とを統合してつくられたものであり、両制度に基づく期待権ができる限り尊重するという建前から更新組合員については、両制度の期間を通算することとしたものである。

このような建前から数次にわたる法改正においても軍人等の数々の期間通算の対象を更新組合員に限定してきたものであり、本件のみ請願のように措置することは、公共企業体職員等共済組合制度の根本に触れる問題であるので、今後慎重に検討する必要があると考える。

二、引揚後、公社へ採用した者の採用給は、人

東京外郭環状高速道路建設反対に
建設省

三一四・三二五・三二六・三二七・
三二八・三二九・三三〇・三三一・
三三三・三四七・三四八・三四九・
三五〇・三五一・三五二号)

事院の前身たる大蔵省給与局の承認をえて昭和二十三年以降通信省において実施した外地引揚者等の給与の特例に準じて、本人の学校卒業後、採用までの期間に応じて相応の昇給、昇格、ベースアップによる切替え等を見込んで決した。

この取扱いは、公社における一般の中途採用者よりかなり厚遇していることはもとより國家公務員における取扱いにくくても優遇した措置である。

以上のこと、公社としてはすでに相応の優遇措置を講じており、また、これは本件の請願者ばかりではなく、多くの外地引揚者、復員者に適用したものであつて、これを更に高額とするよう措置する考えはない。

一、都市計画決定に関する内閣の認可は、都市計画法および同法施行令臨時特例（昭和十八年勅令第九百四十一号）第二条第一項第一号の規定により必要としないので、東京外郭環状線に関する都市計画を建設大臣が決定したことにして手続上何ら違法性はないものである。

二、東京外郭環状線は、東京都区部外縁をめぐる半径十五キロメートル、車線数四ないし六の環状高速道路を予定しており、今回、都市計画決定した区間は、東京都内の西側部でおおむね東海自動車道とのインターチェンジから埼玉県境に至る延長十八キロメートルの

事院の前身たる大蔵省給与局の承認をえて昭和二十三年以降通信省において実施した外地引揚者等の給与の特例に準じて、本人の学校卒業後、採用までの期間に応じて相応の昇給、昇格、ベースアップによる切替え等を見込んで決した。

この取扱いは、公社における一般の中途採用者よりかなり厚遇していることはもとより国家公務員における取扱いにくくても優遇した措置である。

以上のこと、公社としてはすでに相応の優遇措置を講じており、また、これは本件の請願者ばかりではなく、多くの外地引揚者、復員者に適用したものであつて、これを更に高額とするよう措置する考えはない。

東京都世田谷区内大原交差点の立体化促進に関する請願（第三四六号）

大原交差点の立体化については、昭和三十九年度から着手し、既に用地買収を完了し、昭和四十一年十二月立体交差構造に支障となる上水道本管の移設に着手し、現道車線幅員を確保しつつ施工するが、高速道路工事を並行して施工する必要があるため、多少工期が延伸するが左記工程により事業を完了する予定である。

工程 四十三年 九月上・下各一車線完了
、 十一月上・下各二車線完了
四十四年 三月全工事完了

区间である。

本路線は、東京出入する東海、中央、関越等の高速幹線自動車道と東京の放射幹線街路および都市高速道路とを結び、自動車交通の円滑な分散処理を図るため計画されたもので、その路線位置は、利用交通量、東京の街路網の体系等からみて、東京都区部外縁をめぐる半径十五キロメートルの位置（東京の環状九号線に相当）が最も適当と考えたものである。また、具体化に当たつては、学校、公園等に極力影響のないよう配慮する等土地の利用状況を考慮し慎重に決定したものである。

東京都世田谷区内大原交差点の立

体交差促進に関する請願（第三四六号）

同

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

定価 一部 二十五円
(記入用紙は三十円)

発行所

大蔵省印刷司
東京都港区赤坂葵町二番地
電話 東京 五八一四四一(大)